

第3回世羅町議会定例会会議録

令和3年9月8日

第3日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和3年 第3回世羅町議会定例会 (第3号)

令和3年9月8日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- 第1 報告第6号 株式会社セラアグリパーク第19期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第20期予算等の報告について
- 第2 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第6 同意第3号 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第7 議案第47号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第48号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第9 議案第49号 過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第10 議案第50号 令和2年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第51号 令和2年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第52号 令和2年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第53号 令和2年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第54号 令和2年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第55号 令和2年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第56号 令和2年度世羅町上水道事業会計決算認定について

- 第 17 議案第 57 号 令和 2 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について
- 第 18 議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計歳入歳出決算認定
について
- 第 19 議案第 59 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 20 議案第 60 号 令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 21 議案第 61 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 22 議案第 62 号 令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 23 議案第 63 号 令和 3 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 24 議案第 64 号 令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 25 議案第 65 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 26 議案第 66 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
会計課長 石ヶ坪洋史	総務課長 広山幸治
財政課長 矢崎克生	企画課長 道添毅
税務課長 藤井博美	町民課長 山口徹
子育て支援課長 和泉秀宣	健康保険課長 宮崎満香
福祉課長 釣井勇壮	産業振興課長 大原幸浩
商工観光課長 前川弘樹	建設課長 福本宏道
上下水道課長 升行真路	せらにし支所長 山崎誠
教育長 松浦ゆう子	学校教育課長 脇田啓治
社会教育課長 荻田静香	
代表監査委員 山口敦允	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
囑託書記 貞光有子	

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

9月6日の高橋公時議員の一般質問の答弁に関して、町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 私のほうから発言の許可をいただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

9月6日の高橋公時議員の一般質問の答弁の際に、誤解を生じかねない発言がありましたので、取扱いについては議長に一任をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（米重典子） ただいまの件につきましては、議長において議事録を精査し、適切に措置いたします。

日程第1 報告第6号 株式会社セラアグリパーク第19期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第20期予算等の報告について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） おはようございます。令和3年第3回世羅町議会定例会議案集1ページをお開きください。

報告第6号

株式会社セラアグリパーク第19期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第20期予算等の報告について

株式会社セラアグリパーク第19期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第20期予算等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3

第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年9月8日 提出

世羅町長 奥田正和

まず、説明に入らせていただく前に株式会社セラアグリパークについて、一定にご説明、ご報告申し上げます。

この会社につきましては、平成14年（2002）年11月1日に設立された会社でございます。資本金は1500万円。

株主は世羅町51%、兵庫県伊丹市小西酒造株式会社34%、株式会社セラアグリパーク15%の会社でございます。

設立の目的としますと、公園整備構想に基づきまして、広島県と世羅町が連携しての県民公園の管理でありましたり、地域振興に寄与する施設の管理運営のため、公設民営の枠組みにより設立されたものでございます。

事業内容としますと、農業公園、ワイナリーの維持管理運営、ワイン・果樹飲料の研究開発及び製造販売、レストラン等の経営等でございます。

指定管理者の状況としますと、2点ございまして、広島県からの指定管理ということで、広島県立せら県民公園の管理棟、のんびり公園、ミニチュアガーデンの管理運営でございましたり、世羅町からの指定管理ということでせら農業公園、せらワイナリー、ワイナリーの醸造所、レストラン等の管理運営ということになってございます。

近年の状況でございますが、西日本豪雨及び新型コロナウイルス感染症の蔓延により、来園者が減少している状況が続いておるとい状況でございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 来期の目標、20期に向けての数字をお聞かせ願ったところでございます。こうした数字になるように是非期待をしておるところでございます。

以前ここを△で出されて、売り上げをマイナスという格好で議会へ提出されたことがございました。

まずひとつ、何点か質問しますので、メモをお取り置きをください。質疑しますので、メモをお取り置きください。

この株式会社セラアグリパーク、これは利益を目的として運営されるのか、そうでないのか、明確なところでお答えください。51%保有しているのは、筆頭株主でありますのは世羅町でございます。ということは、ここのトップでありますのは奥田町長でございます。筆頭株主は。昨年度と何が変わったかと言いますと、これは皆さんご存じだと思いますけれども、この株式会社セラアグリパークの社長が副町長兼務するということで4月からではありますけれども、金廣副町長が兼務されている。今この決算にあたっては、約2カ月、3カ月程度しか携わっていないと思います。

昨年度とこの経営に関しまして、まず社長である社長の交代、そして組織内で働いている方、これも聞いておりますが、醸造長が代わられた。転職されたということも聞いております。こうした体制、これは歴史は戻りますが、今18期、19期、20期と来ておりますけれども、これまで15期までは黒字が出て、ある程度儲けのあり、その儲かった一部を基金として積み立てておった。これがこれまでの歴史でございます。基金で2000万ほど積み立てておったところがございます。やはりコロナ禍ということで経営が厳しいのわかりますが、私が議員になりたての頃、最後の黒字の年でした。その後から毎年度、毎年度赤字が続いております。こ300万、600万、1500万と続いております。今期800万の黒字が出ております。以前からの話しで言えば、この第3セクター、3年連続赤字が出ると考えるといったようなお話もあったかと思えます。しかしながらこれまでワイナリー中心にやってきておりますので、そう簡単にこれをどうこうするわけにはいかないのは皆さんご存じだと思います。しかしながら、かと言って、いくらでも税金を投入してこのまま経営していくわけにもいかないというのも岐路に来ていると思います。ですから、決算にあたっては中身も吟味したいと思えます。

なかでひとつ伺います。今回の黒字に至った要因。先ほどの担当課長の説明でありましたら、売上から原価、そして一般経費を引いたらマイナス1700

万でございます。800の万黒地に転じているのは2700万円の雑収入、これ全協でお伺いしましたら、雑収入の大半はこの2000万円の基金だと。これはもう今回しかありませんよ。これがなければ、正直なところ昨年と同じ決算概要でマイナス1500万になっております。それはたぶん数字を見られて、新しく社長としてみられておる副町長もご存じだと思います。その代わり売上げは昨年度より伸びております。8000万、約2000万程度伸びております。しかしながらそれにかかわる経費も増えております。実際のところ今回の決算では黒字、黒字と言っても基金を取り崩した上での、上での黒字でございます。

もうひとつ、昨年2000万円の基金を取り崩すときに何のためのお金かというところで、確かブランディングワイン普及拡大事業、こういったネーミングで2000万を取り崩しております。これはどのような成果があったのかお伺いしたいと思います。

ただ単にネーミングだけでこの2000万が決算のときの売上げとして挙がっているだけではないと思いますので、その点をお伺いします。

それと広告宣伝費、皆さんも目にしたと思います。新聞やいろいろなところで、雑誌、こういう販売をしています、3本セットで安くしています。こういったのを皆さん目にされたと思います。かなりの広告宣伝費が使っておるのかなと思いきや、実際のところ昨年とあまり変わりません。一昨年よりも少ない広告宣伝費でございます。このブランディングワイン、こういったものに普及拡大事業には広告宣伝としては活かされていないのかなと思いますので、何使われたのか、この点についてもお伺いします。以上何点かお伺いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 今、ご質疑、6点あったかと思いますが、そのことについてまずご説明申し上げます。

まず1点目として、株式会社セラアグリパークの状況でございますけれども、やはりいいぶどうを仕入れていいワインを作っていくということでありますと、製造の会社でございますので、そういった意味では売上げについて利益も取っていただくように頑張っていらっしゃるところでございます。

それと体制づくりでございますが、醸造長が一身上の都合でご退職をされた

わけがございますけれども、これまで培われた醸造であったり、ワインの力であったり、そういったものを発信していくと共に、新たな醸造担当も入られてたぶん3年目でいらっしゃると思いますけれども、非常にご努力を積んでいらしゃって、新たな体制で次なるワインづくりについても非常に期待をしていく必要があるかなというふうに思っております。

それと赤字について、3期について触れられたところでございますけれども、これまで3期連続で赤字になった要因としますと、一番最初の赤字のときは、やはり税務署からのご示唆の中でワインにするためのそういった原材料を何と言いましょか、処分する必要がありますと、要は帳簿上の赤が出たというふうに聞いております。

2期目にありました赤字の件につきましては、頑張っていくと思った矢先に大雨の災害がございまして、お客さんであったり、そういうものが1か月間全くいらっしゃらなかったということが2回目の赤字でありました。

3期目の赤字というのはまさにこのコロナ禍、この蔓延拡大、何波も波が来まして、その影響で赤字が3期続いたということでございます。今期につきましてはご努力いただいて、黒字に転じたところでございます。先ほどございましたように黒字の要因としますと、業のところはご努力をいただきましたけれども、1期前と比べますと赤字の幅は減っております。その大きな要因としますとやはりワインであったり、そういう売り上げが伸びている要因がございます。そういった意味でさまざまに昨年からの取り組みを進めておられますので、期待をしていければと思います。

昨年につきましては営業外費用のところはやはり後押ししたというところがございますので、やはり今期、20期につきましては、そういう営業のところ頑張ってください、ご努力をしていただくというふうにお聞きをしておるところでございます。

それと基金を取り崩した状況でございますが、これまで株式会社セラアグリパーク社としてご努力をされて、その中で一定に売上げが出られたときに積立をされております。その積立の理由は何かのときに修繕が起きたり、何かのときに使う目的で積立をされたものでございますが、昨年の取り崩しにつきましては多くは、多くはと言いましょか、ブランディングワイン普及拡大事業、

要は青い鳥プロジェクトについての事業のために取り崩しをさせていただいたところでございます。予算の中身としますと、世羅のワインの高品質化であったり、ラベルのリニューアル化であったり、まさに青い鳥プロジェクト、それからワイナリー、醸造側への誘客であったり、スパークリングワイン輸出の促進、こういったものに使われておるところでございます。

それと最後にお聞きになられた販売の広告宣伝についてでございます。広告宣伝につきましても多くにつきましても、ちらしであったり、ワインの試飲というところでございます。昨年からこれまでワイナリーさんはワイナリーさんで非常に頑張って来られたところがございますが、ワイナリー、たとえばミニSL、夢高原市場、それから県民公園、そういう方々が1か月に1回協議をされまして、横連携の中でいろいろなものを発信していくという取り組みを進めておられます。そういった中でコラボでPRをしたり、コラボ商品を作られたり、そういったところの取り組みが進んでおるところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 課長の答弁に他人事のように聞こえるのは私だけなのか。と聞いております、と聞いておりますと、確かに聞いておるだけではございませんけれども。奥田町長、筆頭株主の代表として、このワイナリー、株式会社セラアグリパークについて、現在かなり危機感をお持ちですか。そうでないですか。

それと先ほど来の基金の運用についてでございますけれども、さまざまに青い鳥プロジェクトで使われたということと言われておりますけれども、あまりどういった予算でいくら使ってというのが全くないので、売上げのほうからどさっと引かれて最終的な利益が出たという取り方しかできません。これを見させていただきまして。

これは昨年、これは皆さん記憶に新しいと思います。我々議会もやはり大事な住民の皆様方の税金をこういった第3セクターに投与してやっておるので、しっかり議会として目を見張っておくというのは必要なことであります。昨年ご存じだと思いますけれども、この議会でこれはテレビ、新聞報道でもたくさんに出ました広島県世羅、まずいワインの騒動は何がまずいのか。こういった

記事が後々出て来ました。純粹に、純粹にですよ、心配をして、美味しいワインを皆さんが、これはですから、前回、1年前の議会でも言いましたように、嗜好品ですから、個人によってそれは味覚は違います。しかしながら売れない理由というところで、ある議員が追及したところ辞職勧告まで追い込まれたことがありました。これは大きな記事にのりました。何が言いたいか、オピニオン記事、中国新聞にもこのように書かれております。

○議長（米重典子） 高橋議員、今それは、この質問に。

○1番（高橋公時） つながってくるんですけど、だめですか。

○議長（米重典子） 報告事項の中の質問ですか。

○1番（高橋公時） 質問につながってきますけどだめですか。あとこれからつながるんですけどだめですか。言うことがだめなんですか。

○議長（米重典子） 関連があるんでしたら。

○1番（高橋公時） 大丈夫ですか。関連がありますので。広島県世羅町のワインをまずいと発言した町議が辞職勧告されたことには驚きました。生産農家の意欲をそぐというのが理由らしいですが、ワインを売っている赤字がそもそもの問題です。ワインがうまいかまずいかではなく、売れない理由をきちんと分析して、売れるようにする議論こそが求められている。まさにこの中国新聞さんオピニオンで書かれております。このとおりです。我々は売れるワインをどのようにするかということで議論をしているので、そういった認識がトップである、株主のトップである町長はどのように受け止めておるのか。奥田町長にお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 世羅町として50%の出資、株をこれまで取り組んできた内容でございます。まず当初この指定管理を行う中で、アグリパーク、社長は以前は町長でした。やはり経営に携わるべきではないという考えの中で副町長になった経緯があると聞いてございます。私も取締役のひとりとしてですね、そういった経営戦略についても参画させていただいております。確かに赤字があるというのは社として望ましいことではございません。本来、他の株式会社であれば、内部留保等しっかり持ってやられますし、経営戦略についても思い

切ったことができることがあると思います。世羅町、筆頭と言いますか、これまでの経緯で言いますとやはり半分以上は町が持っていたかないと、他の者が参入しにくいということの中で50%持っています。本来であれば独立採算的に、この社がですね、しっかり動くようにやっていただきたいのは山々でございますが、現状指定管理者という形で委ねている。その社において、経営戦略を立て、さまざまな今回の自然災害、またコロナといったものを乗り越えて、次の新しい第20期、挑んでいこうという心持ちで頑張っているわけです。さまざまなネガティブなイメージも生まれたということでございますけども、それを礎にしながらしっかり売り込み作戦を行っていただいております。お陰様で全国から受注もいただくようなことがありました。新しいメンバーも加入される中で今、ほんと頑張っている姿、皆さんもご存じいただいていると思います。是非とも町のひとつのすばらしい施設としてですね、県民公園ともどもひとつの夢のあるそういった場所にしっかりしていく。頑張っていければと考えておるところでございます。

○議長（米重典子）ほかに質疑はありませんか。

○2番（上羽場幸男）はい。

○議長（米重典子）2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男）それでは決算書についてお伺いをいたします。

まず、販売費及び一般管理費の部分になります。上から3段目の賞与の手当、賞与手当ですね、これは前期と比べて約、倍近くになっております。今の営業利益その他マイナスであるにもかかわらず、賞与がこうやって倍になっておるということをどういう理由があるのか、お聞かせいただきます。

そしてもうひとつは、別途積立金というのがございますけども、貸借対照表の中に。それが前期より600万の減額になっておりますが、その理由についてもお聞かせをください。

○商工観光課長（前川弘樹）議長。

○議長（米重典子）商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）お答えします。賞与についてでございますけれども、全社員スタッフの方々の一時金、一部パートの費用でございます。すいません、これはですね、レストラン調理師のアルバイトを2か月臨時で雇用さ

れたということがございます。前調理長の退職等がございまして、急きよの対応ということにかかるものというふうにお聞きをしております。

それから純資産の部の状況でございますけれども、まず、利益剰余金の別途積立金のところでございますけれども、前期積立金残額が、1550万円ございまして、その内から別途積立金に取り崩しをしたものが750万円、別途積立金への積立が150万というところございまして、この当期末の別途積立金の額は950万円というふうになってございます。

▼【上羽場議員：「答えになってない。全然読んだだけで」】

○商工観光課長（前川弘樹） はい。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 申し訳ございません。前期につきましてはコロナ禍のことがありまして、6月のボーナスは出されておりませんでしたけれども、その次の期におきましてはボーナスを出されたことによって上昇したものであるというふうにお聞きをしております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

▼【上羽場議員：「いや、ちょっと待って。積立金の数字はおっしゃいましたけどもその訳を。」】

○議長（米重典子） 上羽場議員、別途積立金の増減を言われたんですけど、その理由。

○商工観光課長（前川弘樹） 訳と言いますか、このことについては、株式会社の中で決定をされた事業でございますので中身については承知をしております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の課長のおことば、とても疑う、耳を疑うというか。この決算書発表されたわけですよ。それをちゃんと把握されてから発表してください。ご自身がですね。今、副町長、社長でいらっしゃいますので、社長が把握してないということはないと思いますので、その部分についてお聞かせを再度お願いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 2番議員からご質疑をいただいていることにつきまして答弁をさせていただきます。

まず賞与につきましては、担当課長より答弁させていただいたとおりでございますけれども、18期におきましては、非常にコロナ禍の前半戦という形にもなってしまったわけでありますが、状況に応じて職員、従業員の皆様方には賞与をですね、会社のほうへお力をいただいたというような形にならざるを得なかったと聞き及んでおります。

19期におきましては、会社を、また組織をですね、進めていくためにこの賞与の生活基盤、また給与状況についてもたいへん厳しいということで、その中で賞与の支給が行われ、その差がこの前期とこの期に及んだものでございます。

また、まず冒頭に申しておかなくてはなりませんでしたが、株式会社セラアグリパークにつきましては出資をした団体からそれぞれに取締役が選出をされ、その中で代表取締役社長という形で私が就任をしておるわけでございますけれども、この決算期におけます報告については町として決算を報告を受け、それを議会に報告をさせていただくという形からも、副町長としての知り得る範囲での答弁となりますことをご勘弁をいただきたいというふうに思うところでもございます。私が知り得る、また説明ができるところにつきましてはさせていただきますとも思います。どうぞよろしくお願いいたします。

その上でいわゆる決算書上のですよね、別途積立金600万円の減という形で決算が示されておるところでございますけれども、それにつきましては額的にはですね、数字的には担当課より答弁をいたしましたけれども、これは19期の予算の中でですね、別途積立金については600万円の取り崩しを行うということでセラアグリパーク、小西酒造含めてですけれども、株主総会で決定をし、コロナ禍の痛手を受けた次の段階として、やはり先んじての買付金、そして仕入れ等々のいわゆる運転資金等の兼ね合いの中で、別途積立金を一部取り崩して充てていくといった形での処理が19期で行われたために決算上に反映をされておるものと聞いておるところでもございます。別途積立金でありますけれども、やはり社としては、景気回復、また会社の業績が上向く中でまた積立金

に戻していく。内部留保を取っていくといった形にですね、つなげていくことが理想であります。この19期につきましては、そういった今を乗り切るために、この別途積立金を取り崩す中で運営に充てているという状況としてこの数字が表されてきたということでご理解をいただきたいと存じます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 副町長からご答弁いただきましたが、4月着任ということで、昨年9月同じように私も質疑をさせていただいたところでございます。

賞与だけで言いますと、先ほど2番議員が言いましたように、16期が230万、17期が300万、18期が220万、この程度で推移しておるのに、今季なんと440万。倍になっております。こういったところが非常に懸念されるのは、昨年9月定例会、同じ時期でございます。私は前社長に対して、売上げがやはり3期連続赤字ですので、こういった利益が上がらなければ、賞与が出せない会社っていうのは今、コロナ禍においてたくさんありますと。委員会でも私、申し述べたところ、前社長はどのように申したかと言うと、うちも同様であると。売上げが上がらなければ社員に対して申し訳ないが、ボーナス、賞与を出すことはできない、このように明確におっしゃられました。しかしながらこのたびの決算をみていると、それどころか、倍額の賞与が払われている。その下にも退職金とありますがまさかお伺いしてみます。前社長に対しての賞与、また退職金がこの中に含まれているのか。そういったところも明確にさせていただきたいと思います。なぜ、考え方を換えられたのか。頑張っていこうと、新しい体制になり、もう一度発奮するということで賞与も出し、やっぺいこうという新たな社長の展開なのか。去年の1年前にお話ししたことと全く真逆の売上げが上がってない、マイナス1700万円、普通の企業じゃ考えられません。売上げがないんですよ。基金でやっぺい黒字にしているだけで、売上げが全くないのに、従業員には給料も払う、ボーナスも払う。こんなことをしていたら会社はつぶれますよ。誰が考えても。ここをどのように受け止めておられるのか、再度質疑いたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。18期と19期の決算の対比の中でのご質疑をいただいたところでございます。ご指摘をいただくように、やはり企業と言いますか、その限られた運転資金の中で営業を、運営を回していくというのは課題でありますし、使命であると受け止めているところでございます。大きく18期と19期が違いますのは、賞与を18期お出しすることができていない、出していないというところ。それを19期につきましては、お出ししたというところであります。

▼【高橋議員：「聞き取れない」】

今、ご指摘をいただきました。16期、17期すべての期で賞与というものはお出しをしている。それがこの19期で大きく上がっているのではないかとというご指摘であります。この分につきましては、正社員での対応ということを特にレストラン等につきましては、正社員雇用という形で新しく料理長をお迎えをしたところでございます。その部分での賞与が支給が出ておるということもございます。パート、またあるいは短時間での勤務をいただいている方が多うございますけれども、その中で責任を持ってこのワイナリーの更なる堅持と、そして運営の確立のために料理長、また正社員としてですね、経理にも携わっていただける方が増えておると言いますか、料理長を正社員でお迎えしたということもあります。その以前につきましてはダイナックによる委託という形で賃料をいただくという形で行っていましたので、新たに人数が増えておると、そういうところが大きく違うところで、それに伴う賞与が出てきておるということで、レストラン事業を委託しておりました時代と今の状況では賞与の違いが出てきておるということでご了知をいただければと思っております。

また2点目でありますけれども、退職金の部分でございますが、これは株式会社セラアグリパークの退職金の支給規程によりましてこれは行う形となります。従いまして、退職をされた方については、退職手当をお支払いするという形になります。昨年については、2名の退職を受けたという形で聞いておりました、その退職金の支払いによるものでございます。

▼【高橋議員：「前社長に退職金が出ておるんじゃないですか」「（聞き取れない）」】

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。前任社長についての件でございますけれども、これは会社の支給規程によってこれは支払いを行われております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 1年前と似たような質問になりますけれども、明確に答えていただきたいと思います。まず最初にですね、売上高に、損益計算書と20期の予算書、ここを比較してお聞きしたいと思います。

売上高がですね、2億1615万8000円、こういう決算でございますけれども、20期ではですね、売上げを2億3278万8000円。伸び率としたら7.7%伸びております。去年もこの部分を追及したとこのように覚えております。去年はここで青い鳥が飛んできたんですけれども、今年は青い鳥もまた出てくるのでしょうか。この考えの要因を聞きたいと思います。7.7%伸びるのはいいもの作ったら売れるんですよと、こういう回答では困ります。データがこういうデータがあって、7.7%の伸びが約束できると。次の予算書には計上できると、こういった説明をいただきたいと思います。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。来期の件でございますけれども、来期たとえば売上げ高、ショップ、醸造、レストラン、足湯のところで1億8725万円を予算として挙げていらっしゃいますけれども、実績数値の119%を見込んでおられます。ひとつありますのは、やはりレストランにおきましては、新料理長雇用されまして、グランドメニューの変更により集客の確保であったり、店舗外収益の強化、要は仕出しとか総菜とか、そういったことを許可を取られて取り組みを進められるというところでございます。

ショップ、ワインにつきましてはですね、やはり営業を会社として強化をされまして、社員全員による外部へ営業の強化でありましたり、ワイン、たとえ

ば近隣市町さんの物販とセットにして地域を応援していただくような商品の展開を考えていらっしゃいます。それと併せまして集客対策としますと、ワイナリーが目的地となるように、各種イベントの取り組みや、各種施設との連携強化ということを考えていらっしゃいます。その中で実績でいきますと、ショップにつきましては昨年と比べますと 102%、レストランにつきましては 155%、ワイン醸造については 114%、足湯については 69%の対比ということで今年の予算組みをされまして、出店加工等、これは初めてのことでございますので 250 万、そのトータルが 1 億 8725 万円というふうにお聞きをしているところでございます。

○ 7 番（藤井照憲） はい。

○ 議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○ 7 番（藤井照憲） 今年は青い鳥が飛んで来なかったのが残念なところなんだろうが。

続いて損益計算書の雑入、これは先ほど来の同僚議員の質問でもありましたように 2726 万 4000 円これは基金の取り入れとか、コロナ対策の交付金、こういったもので大きく伸びているものでございます。そこでもう少し考えていただきたいのは、要は先ほどもありましたけれども、広告宣伝費が伸びてない。一方では外注費が伸びている。広告宣伝費は伸びてない。外注費が伸びている。要はやっぱり販売促進の外注かなと想像するんですけども、いずれにしてもワインがですね、136%アップしていると。これは私も去年頑張っただけという部分で、質問して、その成果が出てですね、危機感を持って取り組まれた。こういったところが現われた。このように思います。要はさまざまな努力をした。ですけど、ちょっとだけ聞いてみたいのはですね、青い鳥ワインはいくら売上げがあったのか、お伺いします。

○ 商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○ 議長（米重典子） 商工観光課長。

○ 商工観光課長（前川弘樹） お答えします。手元に資料を持っておりませんので後ほど報告させていただきます。

○ 副町長（金廣隆徳） 議長。

○ 議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。議員からご質疑いただきましたのは、広告宣伝費の部分もあります。外注費の部分がございます。広告宣伝費につきましてはチラシ等も配布をしておりますけれども、この部分につきましては、できる限り安価に調達できるように、社内の印刷機等で印刷する場合もございます。できるだけ経費も抑えていきたいということで、今までのようにですね、どう言いますか、高価な紙を使ってということにならない部分もございしますが、できるだけ広告宣伝を効率的に打っていきこうということで、抑えるということを行った経緯もあるように聞いてもおるところでもございます。

そして外注費でございますけれども、これは大きく伸びてございますが、外注費はご案内のようにいわゆる花の輪 2020 と言いますか、全国都市緑化祭の会場に世羅夢公園が指定をされていたこともございます。それは繰越等々、期間中の部分ではですね、その支払いがいわゆる後の年度で払うようなこともあったりしたものですから、そちらで払っておる全国都市緑化祭に関わる経費の払い分、外注費分がですね、入っておりますので、そちらが大きく伸びているといった形になってございます。

そして青い鳥プロジェクトの中での現在、限定販売をしております 1500 本だったと思いますけれども、現在、販売中でございますして、その今、半分と言いますか、道中にきているところでございまして、これからもこの貴重な財源としていただきましたものをですね、しっかりと広告宣伝し、SDGs、ブックハウソウの部分も前面に広告宣伝を打ちながら皆様方にお買い上げをいただけたらというふうに思っておるところでございます。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 引き続いてですね、青い鳥を求めていただきたいと思います。

最終的にこの 1354 万 3000 円という次期繰越金という処理になっております。来期の予算で、この売上原価、これはほぼ横ばい 9515 万 7000 円、販管費も 1 億 3397 万 7000 円と若干 9.6%弱で抑え込んであります。この結果、繰越を含めて 1858 万 6000 円、これが当期利益で計上されております。ここで心配なのはですね、販管費を抑え、売上原価を抑える。売上げを伸ばした予算、こ

れが正しいのかどうかということなんです。要は緊縮財政で景気を回復させ、会社を立て直そうと、これができるかどうか。たとえば売上げに見合う、売上原価、販管費、これらをキープしてですね、キープでなくて伸ばして、今、三次ワイナリー、よそのこと言って変ですけど、三次ワイナリーとか、須波ワイナリーとか、それから山野狭のワイナリーがそこそこ立ち上がってですね、競争がますます激化する。その中で個性的なワインと、汎用性の高いワイン、これらの試作を繰り返しながらですね、伸ばしていかなきゃいけない。そうすると販管費もある程度伸びがいます。売上原価にあたっては仕入れる必要がありますから高くなっていく。こんなことも想像するんです。そうすると、来期の戦略っていうのがちょっと見えにくいんですよ。緊縮財政で来期の展望っていうのはどのようになっているんでしょうか、お伺いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 7番議員からのご質疑にお答えをさせていただきます。まず私の知り得るところで答弁をさせていただきたいと、まずと言いますか、知り得るところで答弁させていただきますが、やはり予算書からなかなかつかみにくいといった形にはなっておりません。おっしゃりますように、販管費を抑えて売上げが伸びていくということは、今、販売管理をしていく上で無理をしているところがあるんじゃないかなろうかというようなところをご指摘のところだと思います。

この販管費につきましては、19期でいわゆる備品等の調達を行ったこともございまして、20期につきましては、その備品、ステンレスタンクを調達したことがございます。これは小ロット、いわゆる限定醸造等をですね、ブレンド等する場合のひとつの道具、備品、消耗品として調達をいたしましたけれども、そういったところが20期については減額となりますので、販管費、そういった諸々の19期であつたところがないということで、現在のやってきたことをぐっと圧縮するということではないということでお聞きをしておりますし、そのような構成と聞き及んでおります。

そして売上げ高についての伸びというものをどうみるかということをご指摘と言いますか、お尋ねをいただいておりますのでございます。やはり他に全

国あまねくワイナリーがあるということですので、せらワイナリーも15年を迎えましたけれども、この後の展開というものが見えてこないといけないということでございます。ご存じのように、マスカット・ベリーAが今代表選手として出てきておるわけでございますけれども、世羅台地の気候や風土を象徴する品種としてはずっと続けてまいりたいと、そのように思っております。

それとぶどうを知っていただくということで、やはり醸造部門のですね、これは日々続けていかななくてはなりませんけれども、見学を受け入れていく。また皆さんに知っていただくということは今までどおりこの19期からですが、ちらしであるとか、レストランの広告等もしっかり行っていくことで、皆さんにお出でいただいて、知っていただいてお買い求めいただくということで、この売上げは確保していきたい、伸びていきたいということでございます。

またこの19期の後半からはですね、この令和3年4月以降につきましてはですね、全国チェーンの量販店へも取引を開始をしていただいていることが追加として業務へ出てきておりまして、その部分のですね、量販店へのしっかりとした営業、そして普段からの社員が営業に回らせていただいたり、店頭を訪問をして、しっかりとした売り込みで消費者の方にも手に取っていただけるということを目指してまいりたいということでのこの営業方針が出されておるところでございます。ぶどうの残さ等ですね、そういった有効利活用も含めてこれからは行っていくことも必要だろうというふうに受け止めさせていただくところもでございます。今までとはまた違う、そして今まであるものを更に有効に利活用していくということも今、課題として受け止めなければなりませんし、これから検討してまいらなければならないと、その分についてご意見としても頂戴させていただいて、これからの当面の検討課題として取り組んでいただきたいと思いますとおるところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 経営の状況について、一定に説明をいただいたんですが、具体的に先ほど来も出ておりますが、今後の食堂の経営がこれまでどうい

う理由で撤退をされたんか知りませんが、やはり採算が取れないと。そこがきちっと採算が取れるような形にするというのもひとつの課題ではないかと思うんですが。その点では課長は触れられてはおりましたが、新しい料理長ですか、それを中心に努力はされておるんですが、直営になって厳しいコロナ禍という問題もあるんですが、最低限きちっと多少の赤字が出るのはどうにしても、独立採算というんですか、きちっと経営をしていくんだという格好でないと、そりゃ、同じようにワインの製造についても、一定に売上げは伸びているかもしれませんが、適正在庫を維持しながら生産量をきちんと販売をしていくという戦略の中で、3万6000本ですかね。という数字もあったかと思うんですが、やはりこれらがですね、大幅に増えるということにはいかんにしてもですね、量販店で買っていただいたというようなことを言われるんですが、そこらもきちんと先ほど言ったように生産と販売をみながら、どう利益というか、採算を取っていくか。こういう考えが必要なんではないかと思うんですが、これらについて。

それから指定管理でやっているというような町長の答弁であったように、指定管理がどうか、そのことを問題にする言うんじゃないんですが、基本的にはやっぱり社長が副町長ですからね、そこは出資も半分以上を出しとるわけですから、そこが全部を責任を持つということにはいきませんがね、醸造を中心にしとるわけですから、そこらはきちっと小西酒造もそれなりの責任を持ってもらうし、町としても何が何でもこれを、経営を継続していくんだという決意の中でですね、民間のノウハウを一定に活かしてやられてはおると思うんですが、最終的に農家の皆さんがですね、ワイン用のぶどうを生産して所得が非常に良かったということになるかどうか、所得が上がって、そうした中で、展望が拓けるということも重要な課題なんで、そこら辺は、今後コロナがどのように推移していくかということにはわかりませんが、もうちょっと厳しい経営の中で、今後の展望を示しながらね、頑張っていく必要があるというように私は思うんですが、それらについてお尋ねします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。レストランの関係、ワインの関

係、指定管理の関係、3点ご質問があったというふうに受け止めております。

まずレストランについてでございますけれども、先ほど新しい料理長をお迎えしたということはございますが、やっぱりコロナ禍で広島の有名どころの料理長がそちらを退職されたので、ご縁があつて世羅の場に来ていただきました。一方レストランをいかに発展させるためにどうしたらいいかということで、商工会様を通じまして、お料理のフードコーディネーターと言いまじょうか、そういう方に入っていただいて、分析をしていただいてワイナリーの現状、どういふお料理が好まれて売れていっているかということ踏まえてですね、取り組みを進めておられるところでございます。ワイナリーは山の中に入ったほんとのワイナリーということでございまして、以前のようにバスが大量に来るようなことはございませんが、ご家族で非常に楽しんでいただくという中で、コロナの状況あるのでレストラン、満杯に入れることはできませんので、その中で高品質と言いまじょうか、高めの料理を頼んでいただくような状況に取り組んでいただいているところでございます。

レストランの状況でお聞きしますと、コロナ禍が終息しましても、以前のようにお客様が100%戻って来られるかということとは不透明でございまして、ある程度70%とか80%しか戻って来られん。逆にテイクアウトとかそういったことが増えていくんじゃないかということで取り組みを進めておられますので、たとえば弁当とか、総菜ということで、せらワイナリーさんのお弁当につきましては、たとえば役場でいきますと、金曜日に650円で食べることが出来ます。毎週毎週違つたメニューなので好評を博していらつしやいます。そのテイクアウトとか、お弁当、非常に美味しいよねということとは逆に今度行ってみて食べようねということにつながっていきますので、そういった意味ではそういう取り組みをすることによりまして、年末とか年始につながつていければと考えてございます。

ワインについてでございます。ワインについてでございますが、19期は36000本弱、強。18期については、27000本強でございましたので、伸びてございます。今期につきましてはワイナリー様もご努力をされまして、20期につきましては6万8000本売つていくという思いで取り組みを進めていらつしやるところでございます。やはり世羅町のぶどう100%、そういったもの使つて

のワインでございますので、日本産ワインということで非常にそういういいものをお届けすると。外からもいろいろと引き合いというか、昨年でございますと、某駐屯地というか、からも大量に発注があったということがございますので、多くの方にお届けできるということでワイナリー様もPR、発信に努めていらっしゃいます。

3点目として指定管理制度でございます。先ほど来、小職の表現が足りてませんで、他人事のようにやっとなるんじゃないかということがありましたけれども、私としましては、指定管理施設であるせら農業公園、せら県民公園をいかに守っていくかということで適宜指定管理者と話しをさせていただいております。その指定管理者が表現むずかしいですが、たまたま第3セクター様でいらっしゃいますので、その中に私は役員でもありませんし、社員でもございません。そういった意味でいろいろ会社とキャッチボールをする中で取り組みを進めております。ですから先ほど触れましたけれども、夢高原市場、ミニSLさん、それからレストランさん、ワインショップ、県民公園、などの店長会議、月1回の店長会議がございます。そういったものに私どもも入らせていただいでいかに発信していくかというところで取り組みを進めております。ですから私も自分の職務をわきまえつつ取り組みをしておりますので、ややもしますと取り組みが浅いというふうにお感じになられたとすれば、お詫びを申し上げたいというふうに考えてございます。そういった意味でワインの状況、コロナの状況、これから変化していきますので、そういう状況見ながらどういうサポートの仕方があるのかということで、担当課、商工観光課も頑張ってまいります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 担当課より答弁をいたしました。私よりやはりですね、第3セクター、株式会社セラアグリパークにつきましては、社長へのやはり提言と言いますか、というところでご質疑をいただいたところでございますので、少し充足をさせていただきたいと思っております。

まずはですね、セラアグリパークにつきましては、設立当初から独立採算性ということで進められてきております。この形につきましては、この後も堅持

をし、それに向けてしっかりと頑張っていたかく形になりますし、そのように町からも伝達をしっかりとしていかなければならないと思っております。

次に生産と販売をきちんと足並みを揃えてということでございますけれども、やはり生産販売にこだわると言いますか、特化する以前にぶどう農家さんからの良いぶどうをいただいていく。そして世羅産 100%のものを世羅の産品として、せらワイナリーの味として皆様に手に取っていただくという形が必要でございます。引き続き醸造担当、またワイナリーの醸造スタッフも含めてですね、生産していただいております農家の皆様方としっかりと綿密に連携を取って進んでいくことが必要だろうと思っております。良いぶどうで良いワインを作っていくということをしっかりと訴えていかなければならないとご指摘をいただいたものと思っております。

最後にですね、やはりレストラン部分でありますけれども、こちらについては新メニュー、グランドメニューの展開もしておるところですが、今、コロナ禍ということでその歩みがですね、少しゆっくりめになってきてございます。これからの状況見ながらしっかりと広告宣伝を打ち、そして皆さんにご存じいただく中で町内の皆様方にもお立ち寄りいただける場づくりに努めていっていただきたいということではなかろうかと受け止めさせていただきました。最後にここではですね、私、社におきましては、職をいただいておりますけれども、そこでの決意表明ということにはなりませんけれども、今いただいたことをしっかりと社のほうに町から伝達をさせていただきたいと思うところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 副町長が良いぶどうということでは、やっぱり生産をしていく技術というか、そういうものも大事なんですけど、今年のような異常気象の中で現在の状況は把握をしてないんですけど、新聞等によると、劣化をするぶどうが多いとかいうようなことが報道されておりますが、そういうことになると品質的にはどうなんかなという心配もあるんですけど、そうは言っても気象を変えるということにはできないんですけど、農家の皆さんにきちんとしたどういふんですか、管理言うたらおかしいかもわからんが、いいものをね、生産していた

だくということは非常に重要な点であるということは私も思いますので、そこから気象条件等もなかなか的確に把握はできんのでしょうが、考えながら少しでもそれに応じた生産というか、適宜に醸造していくというような取り組みも連携は取られておると思うんですが、生産者と醸造会社がきちっと力を合わせてですね、やっていくというのも非常に私は重要なのではないかと思うんですが、この点ではどのようなになっておりますか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。新聞紙上でいろいろご心配をおかけしているところでございます。今、ワイナリー側からお聞きしております醸造ぶどうの収穫見込みでございますけれども、2020年実績でいきますと、7万335キロで2021年予想としますと8万4300キロというふうにお聞きしておりますので、そこまでの、お聞きしとる予想からするとダメージはどののかなというところは思うところでございます。

それとぶどう農家さんの関係でございますが、産業振興課とも連携をさせていただきまして、世羅ぶどう生産組合様であったり、あるいはワイナリーさんの醸造担当、あるいは県の指導機関と連携をしながら、植栽とかそういったことを見つつ、ぶどうの植栽を推進していきまして、いいぶどう、ぶどうの声を聞きつつ醸造担当がいいぶどうを作っていくというところを聞いておるところでございます。やはり世界的にも気候、その年の状況によって偉大なワインができたり、いろいろな状況がございます。世羅のワイン、ぶどうが持っているポテンシャルを十分に発揮できるよう、醸造担当、生産者含めましてご努力される、そういったところを町としてどのようなサポートができるかということになってまいろうかと思えます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号 株式会社セラアグリパーク第19期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第20期予算等の報告について を終わります。

ここで休憩といたします。再開は10時35分といたします。

休 憩 10時20分

再 開 10時35分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 失礼いたします。発言の許可をいただきましたので、先ほどの報告第6号中、藤井議員からのご質疑をいただいた中での答弁に際しまして私の答弁に訂正がございますので、訂正をさせていただきます。

青い鳥プロジェクトによります青のワインでございますけれども、本数につきましては1000本の醸造を限定でさしていただいておりますところがございます。1500本と答弁いたしましたのでその部分訂正をさせていただきます。また追加報告となりますけれども、現在900本皆様方にお買い上げいただいております、残り100本が店頭での販売となっております。以上、訂正と追加報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（米重典子） 日程第2 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案2ページをお開きください。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和3年9月8日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをご覧ください。

専決処分第7号

専決処分書

令和3年度世羅町一般会計補正予算（第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月23日

世羅町長 奥田正和

次ページをご覧ください。

1 専決処分の内容

令和3年度世羅町一般会計予算について、歳入歳出それぞれ30,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,187,087千円としたものでございます。

歳入は、繰入金30,000千円を増額したものでございます。

歳出は、災害復旧費30,000千円を増額したものでございます。

令和3年8月豪雨災害の被害に対応するため、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分することとしたものでございます。

2 専決処分年月日

令和3年8月23日 でございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 一般質問でも一定のご答弁をいただきましたが、今回災

害復旧の工事の測量設計ということですが、この3000万円で見通しとしては全部ができるという設計についてはということかもしれませんが、3年はかからんかもしれませんが、一定の期間がかかるんじゃないかと。設計をしないと査定が受けられんということもあるんかもしれませんが、そこら辺、詳しくなくてもいいんですが、どういう考え方で専決処分をしたんだというのをお尋ねします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 今回の専決処分についてでございますけども、8月11日から22日、概ね22日頃まで降り続いた雨の影響でございまして、災害箇所数が現在までに31件入ってきております。この災害につきましては概ね2か月以内に査定を受けて実施するということになってございますので、その査定設計を作るため、23日に専決処分をいただき、その日に測量設計の業務発注準備に取り掛かりまして、現場までに契約を済ませ、すでに測量業務の測量に現場のほう着手しとるところでございます。

今後、すでにですね、2週間程度経過しておりますので、残る1か月以内くらいのところですね、査定設計書を作成し、査定の受検に備える予定としているところでございます。また査定決定後はですね、これから計上を予定しております工事費を持ちまして速やかに発注をし、速やかな復旧に努めていく考えでおります。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて は、承認することに決定されました。

日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長（奥田正和） はい。
- 議長（米重典子） 町長。
- 町長（奥田正和） 議案集 5 ページをお開きください。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 生田 そのえ
生年月日 昭和 28 年
住 所 世羅町大字赤屋

提案理由でございます。

人権擁護委員の生田そのえさんが、令和 3 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

生田さんの経歴について若干お伝えをさせていただきます。

昭和 55 年に甲山町役場、旧甲山町役場に就職されております。合併後、平成 24 年 3 月をもって世羅町役場を退職となっております。

平成 24 年 10 月から人権擁護委員をお務めいただき、現在まで 3 期、お務めをいただいております。役場在職中にも長年人権担当者として熱意を持って人

権問題に取り組んで来られました。人柄は明るく温厚で話しやすく、地域とのつながりも広く、多くの住民から信頼を得ておられます。また何事にも積極的に人権擁護への熱意と意欲がございまして、委員として適任であると考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に適任と思われる方は「賛成」と、適任でないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありますか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員

4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員

7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員

10 番 久保正道議員 11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

（点呼順に投票）

○議長（米重典子） 投票もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 2 番 上羽場幸男議員
3 番 上本 剛議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

（開 票）

（投票結果報告）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 11 票

反対 0 票

以上のとおり（賛成）が多数です。

したがって、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて は、生田そのえ（いくたそのえ）さんを 適任とすることに決定しまし
た。

ここで議場の出入り口を開きます。

（議場の出入り口を開く）

日程第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて を議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議案集 6 ページをお開きください。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 中土居 信行
生年月日 昭和 27 年
住 所 世羅町大字伊尾

提案理由でございます。

人権擁護委員の中土居信行さんが、令和 3 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

中土居氏の経歴について若干触れさせていただきたいと思っております。

民間会社お勤め後、昭和 47 年から甲山町役場に就職をされております。平成 16 年 9 月末をもって合併時でございますが、甲山町役場を退職となっております。平成 28 年 1 月 1 日から人権擁護委員をお務めいただき、現在 2 期目をお務めいただいているところでございます。

中土居委員につきましても、豊かな知識と人間性にすぐれ多くの住民から信頼を得ております。その人柄は温厚で統括力がございます。町の役場勤務及び民主団体の活動を通しまして熱心に人権啓発を推進されてこられ委員として適任であると考えておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に適任と思われる方は「賛成」と、適任でないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員
4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員
7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員
10 番 久保正道議員 11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（米重典子） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 4 番 矢山 武議員
5 番 向谷伸二議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票
無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 11 票
反対 0 票

以上のとおり (賛成) が多数です。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて は、中土居 信行（なかどい のぶゆき）さんを 適任とすることに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて を議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長（奥田正和） 議長。
- 議長（米重典子） 町長。
- 町長（奥田正和） 議案集7ページをお開きください。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求めるものでございます。

令和3年9月8日 提出

世羅町長 奥田正和

氏名 見藤 孝二
生年月日 昭和32年
住所 世羅町大字黒川

提案理由でございます。

人権擁護委員の伴場幸子さんが、令和3年12月31日をもって任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

見藤氏の経歴について申し述べます。

昭和57年より小学校に勤務を始められました。その間、県内各地において勤務をされ、平成22年に教頭となられております。平成31年3月末をもって定年退職されましたが、その後も世羅町立せらにし小学校において再任用として勤務もいただいております。現在は、世羅小学校において講師をお勤めいただいております。先ほど提案理由で申し上げましたように、伴場幸子委員について任期満了になりますので、新たに法務大臣に推薦するものでございまして、豊かな知識と人間性を持ち、多くの住民から信頼を得ておられます。その人柄は非常に温厚で包容力、統括力もございます。また、長年の学校勤務でも人権教育や啓発活動を推進してこられ、委員として適任であると考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に適任と思われる方は「賛成」と、適任でないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありますか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員
4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員
7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員
10 番 久保正道議員 11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（米重典子） 投票もれはありますか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 6 番 田原賢司議員
7 番 藤井照憲議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 9 票

反対 2 票

以上のとおり (賛成) が多数です。

したがって、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて は、見藤孝二（みとうこうじ）さんを 適任とすることに決定しまし

た。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

日程第 6 同意第 3 号 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議案集 8 ページをお開きください。

同意第 3 号

世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を世羅町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、町議会の同意を求める。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 奥川 省三

生年月日 昭和 27 年

住 所 世羅町大字黒川

任 期 令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで

提案理由でございます。

世羅町固定資産評価審査委員会委員の中山輝美さんが、令和 3 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

奥川氏の経歴についてでございます。昭和 49 年より旧世羅西町役場のほう

で採用となられております。平成 25 年 3 月末をもって退職されるまでの間、税務課、建設課、住民課、また学校教育関係、最終的には環境整備課長へお務めいただいております。長年行政経験豊富でございまして、委員として適任であると考え提案するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、「無記名投票」で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に同意と思われる方は「賛成」と、同意しないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員

4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員

7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員

10 番 久保正道議員 11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長(米重典子) 投票もれはありますか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に 8番 松尾陽子議員

9番 徳光義昭議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 8 票

反対 3 票

以上のとおり (賛成) が多数です。

したがって、同意第3号 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、奥川省三(おくがわしょうそう)さんを同意することに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

ここで換気のため5分程度の休憩といたします。再開は11時25分といたします。

休 憩 11時18分

再 開 11時25分

○議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第7 議案第47号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 を議題と

いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） 議案の9ページをお開きください。

議案第47号

世羅町手数料条例の一部を改正する条例

世羅町手数料条例（平成16年世羅町条例第54号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年9月8日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部を改正する法律が令和3年9月1日に施行されたことに伴い、世羅町手数料条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 先ほど公務事務手数料800円を預かってという話になっていたんですが、それで言いますとこれまで入っていた800円はそのままその団体のほうへという流れになるということではないんでしょうか。それとその団体のほうへ流れるということであると、交付事務手数料のほうはまた、国のほうから上乘せがあるんでしょうか。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） お答えいたします。議員のご質問にあります手数料

料、今までは町の収入として、歳入として入っておりました。今後は改正によりまして、いったん預かってシステム機構のほうへ納付するということになりますが、よって手数料自体は歳入が減ることにはなっておりません。しかしながら今までも国から出ます補助金、マイナンバーカードの事務に関する補助金、こちらのほうの補助からですね、計算のときに再交付で入りました手数料は引いておりました。今後は、今度はそれについては、再交付手数料当然、町がもらっておりませんので、引くことはなくなるというふうに考えておりますので、そういう点を考えますと、歳出的にはですね、差引きは変わらないというふうになるものと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 47 号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 48 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 11 ページをお開きください。

議案第 48 号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） これまでの自立促進という方向から持続的発展というような名前が変わるわけですが、この過疎の振興について、過疎を食い止めるというか、少しでも過疎を全然進まないということにはならんのかもしれませんが。そういう点で、これまでの法律と新しい法律の考え方が少し変わるのではないかと思うんですが、全体でなくていいんですが、主な点、特に環境整備等について引き続き事業を進めていく必要があるのではないかというように思いますが、こうした点について過疎債による事業ですか、そうしたものがどのように今後なっていくのか、これらについてお尋ねします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。私からは過疎債につきましての部分をお答えさせていただきます。

過疎地域自立促進から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に新法に変わりますが、過疎債が使える事業につきましてはハード、ソフトともですね、概ね同様の事業に、起債がですね、充てられるものと想定しております。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。令和3年3月をもってですね、過疎地域自立促進計画というものが終了します。その前段として特別措置法が施行されたわけですが、基本的には過疎地域ですね、地域のお住まいの皆様方の生活をどのように守っていくのか。そのための必要なハード事業、ソフト事業というものを展開していくという基本的なところに変更はございません。先の全員協議会でもご説明申し上げましたように、基本的には前過疎計画というものを継承していくということですが、このたびは特に基本目標というところが明確にするようにというようにございました。

その中で本町における持続的発展計画におきましては総合戦略に掲げております人口減少の抑制というところの基本目標をこの持続的発展計画のほうにもですね、明確に明記をしたというところでございます。これまでの計画というものを継承する中で人口減少の抑制、この目標に向かって取り組みを進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 関する条例の改正のほうでですね、現状でも課税免除の状況ではあると思うんですが、今回の改正を受けてですね、この点のPR等をどのように取組んでいくのか教えてください。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えいたします。通常ですね、償却資産の申告をいただきました際に、要件に該当するところにはお話しをさせていただいているのが実情ではございますが、このたびの改正によりまして、旧法では取得価格が2700万円を超えるものということで規定されておりましたが、このたびの改正によりまして資本金の規模等によりまして、対象業種、資本規模により取得価格の設定がされておりますので、より細かく確認をして周知をしていきたいと思っております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） その答えですと、ある程度ピンポイントでその指定業種の方へPRしていくということでまちがないでしょうか。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） そのように考えております。

○議長（米重典子） よろしいですか。

▼【田原議員：「はい」】

ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第48号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については 原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 49 号 過疎地域持続的発展計画の策定について を議題
といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは議案書 14 ページをご覧ください。

議案第 49 号

過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、町議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条に基づき、過疎地域持続的発展計画を定めることについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 過疎から脱却する上でいろんな課題があるわけですが、特にこれを重要視するという事ではないんですが、道路等についていろんな事情があって、計画には載せておってもなかなか実施ができない路線が町内かなりあるんじゃないかと思うんですが。

ちょっと前ですが、現地の状況等を見させてもらったことがあります、詳しい状況はわかりませんが、災害等もかなり発生をしたというのも理由のひとつ

つかかもしれませんが、ここに載っておる、いろいろお尋ねしたいんですが、道路、28ページから30ページまでに橋等いろいろ事業があるわけですが、他の地区についての状況は把握してないんですが、たとえば29ページの上から2番目、3番目なんかの道路改良ですが、これらも合併前から一時期ちょっと水越線でしたかね、かなり大昔のことじゃけえ、記憶は定かではないんですが、この道路について、たちまちせんでもいいんじゃないかというようなことで落とされたことはありましたが、冬季に勾配が非常に急であるためにですね、危険なし、急なところを凍結すればスリップして上がらないという状況。通行量が特別多いということじゃないんですが、非常に危ないというか、そういう状況、似たような条件のところはいろいろあると思うんですが、これらをすぐ2、3年とか5年で全部やるということを強く求めるというんじゃないんですが、やっぱり十分にすべての路線についてですね、詳しく、夏でしたらローに入れて上げれば上がるのは上がるんですがね、非常に、何度の勾配があるかわかりませんが。それともう1箇所あったと思うんですが。宝谷線等も一部その上にありますが、改良は進んではおるんですが、かなり450mくらいはあるんだらう思うんです。これらも1軒、2軒、3軒、3戸の集落があつて、通過道路としての機能も多少あるんでね、ときどきには事故起きて離合ができないような。そういう状況は状況として、やっぱりやる計画ならそれなりに早い時期に、30年も、40年も経っても全然前へ話が進まんようなことではいけないんじゃないかと思うんですね。一番最初、どういう考え方で、過疎計画によって改良しようという考えに至ったんかね、状況が変わつとる場合も多少はあるかもしれませんがね、この事業だけに限らず、どんどん高齢化しとるわけですから、これをこのままにしておけば、すぐ住む人がおらんようになるいうんじゃないんですが、どんどん過疎が進んでいくんじゃないかと思うんですね。迂回路はないことはないんですが。そういう点では比較的他のほうへ、力を入れるという方向になっておるんか知りませんがね、一定に集落と集落を結ぶ道路、また通過道路等は最低限で人口が減るとともに車の利用等も少なくなつてきとるわけで、そういう点ではひとつひとつの事業を必要がないというのは少ないとは思いますがね、精査をして、これが5年計画ですかね、10年以内位にはね、100%でなくても、できるだけやっけていく。そのためには、ちょうど全体を調べてくれば良

かったんですが、水越線なんかも1級町道になって県道ではかなり狭いところもあるわけですが、幅員等広げるといのはできないにしても、私は全線をずっと改良せんでも、見通しのいいところはそれなりに何とか安全に通行することはできるんで、勾配の急なところだけは早期にやる必要があると思うんで、こういうことをきちっと調査をされて、ひとつひとつをただ計画を作っただけのように私は見れるんですが、そこら辺はどのようなお考えか、お尋ねします。

○議長（米重典子） 矢山議員、道路の事業計画全般的なことによろしいですか。

▼【矢山議員：「はい」】

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 道路につきましては、町民の皆様の身近な、最も重要なインフラのひとつであると担当課としても考えているところでございます。事業掲載されてからですね、長期にわたって掲載し、未着手となっている箇所があることも承知しておりますが、掲載から時間が経っておりますので、改めてですね、すべての路線につきましては、しっかりと精査を行い、また道路整備計画にも沿ってですね、着実に整備が進みますようにですね、しっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第49号 過疎地域持続的発展計画の策定については

原案のとおり可決されました。

ここで昼休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休 憩 1 1 時 5 7 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第 10 議案第 50 号 令和 2 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について から、日程第 18 議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでの「9 件」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは別冊の概要説明をお手元にご準備いただければと思います。

令和 2 年度歳入歳出決算について（概要説明）

本日、ここに令和 2 年度一般会計、特別会計、公営企業会計並びに世羅三原斎場組合一般会計の歳入歳出決算を提出し、その認定をお願いするにあたり、行財政執行の概要を説明のうえ、提案とさせていただきます。

令和 2 年度において、国では、潜在成長率の引上げによる成長力の強化、成長と分配の好循環の拡大、誰もが活躍でき安心して暮らせる社会づくりを重視する中で、経済再生と財政健全化に一体的に取り組まれてきました。しかし、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、これまで国内外の経済等に甚大な影響を与え、たいへん厳しい状況が続いております。第 3 次まで編成された補正予算では、感染症対策、コロナ後に向けた経済構造の転換・好循環の実現等に係る経費が盛り込まれ、その効果から一部には持ち直しの動きもみられますが、未だその先行きを見通すことができない状況が続いております。

本町においては、第 2 次長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の中間見直しを行い、目標とする将来像に向け、令和 3 年度から 5 年間で取り

組むべき施策を具体化してまいりました。一般会計予算は、合併後で2度目となる110億円を下回る規模で編成いたしました。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を始めとした補正予算を積み重ね、最終予算は約153億円となりました。このうち約25億円は令和3年度へ繰り越し、令和3年度予算とともに執行してまいります。また、平成30年豪雨に伴う災害復旧事業につきましては、発生以降、事務事業の見直しや経費節減に努める中で最優先事項として集中的に取り組み、令和2年度で完了いたしました。

以降、令和2年度で実施した施策につきまして、第2次長期総合計画に掲げた5つの基本目標に沿って、ご説明申し上げます。

「一般会計」について申し上げます。

一般会計の歳入歳出の決算額につきましては、歳入総額136億73万円、歳出総額131億1,020万円となりました。詳細は、お手元にお配りしております歳入歳出決算書のとおりでございます。また、令和2年度で実施した施策につきましては、別冊の主要施策の成果報告書へ内容を記載しております。

最初に「健幸づくり」について、申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む中で、各種事業の縮小や見直しなどにより、福祉サービス全般において適正な実施に努めてまいりました。

保健・医療の充実に係る施策のうち、福祉医療制度につきましては、疾病の早期発見と治療を促進し、安心して医療を受けられるよう、対象者の生活を支援してまいりました。

健康増進対策につきましては、疾病予防及び町民の健康管理意識の高揚を図る目的で、広島大学と連携した「健幸づくり」事業を実施、また、特定健診・がん検診等の未受診者対策では、受診率向上を図るため受診勧奨に努めてまいりました。

食育推進事業につきましては、第3次食育推進計画を策定するとともに、第2次食育推進計画に基づき食育推進ネットワークを構成する団体と連携して、「たすきでつなぐ世羅の食育事業」を継続実施いたしました。

高齢化が進行していく中、健康寿命の延伸を図るため、引き続き健康意識の向上と健康づくりの実践につながるよう、取り組んでまいります。

医療対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えや感染拡大防止への取り組みなどに対する財政支援を行うことにより、町民が安心して医療を受けられる体制の維持に努めてまいりました。

感染症対策につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施のため、広島県や郡医師会と連携し、町民の早期接種に向け、取り組んでまいりました。

少子高齢化への対応に係る施策のうち、高齢者保健福祉につきましては、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定し、医療と介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの整備に努めてまいりました。また、健康ポイント事業を実施するなど、高齢者の健康増進及び介護予防、社会参加等を通じ、生きがいを図ってまいりました。

子どもや子育て支援に関する取り組みにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮する中で、子育て世代包括支援センター「だっこ」を拠点として、妊娠・出産及び子育てに関する多様な相談に保健師・保育士等が個別訪問や電話・オンラインにより対応するなど、一人ひとりにきめ細やかな子育て支援を図ってまいりました。ひろしま版ネウボラ基本型の本格実施に向けて、母子健康手帳交付時の面談をはじめ、各子育て期の定期面談を通じた相談支援や、母子保健推進員が家庭訪問し寄り添い型の支援を行ってまいりました。また、不妊治療費の助成や妊産婦の健診助成の推進、助産師相談の開設など、産前・産後のサポートを充実し、母子の健康増進、感染症予防等に取り組んでまいりました。

在宅子育て支援につきましては、人数制限を行い子育て広場や子育て講座等を実施する中で、子育ての悩みや不安の解消に努めるとともに、保育士による家庭訪問を定期的の実施することで、コロナ禍における孤立防止や見守り支援に努めてまいりました。

また、関係機関と連携したファミリー・サポート・センター事業や要支援家庭への相談・訪問、養育支援訪問事業を実施することで、児童虐待防止の強化を図ってまいりました。

保育所運営につきましては、幼保連携型認定こども園3園と連携し、教育・保育の提供量の確保及び充実を図ってまいりました。また、保育サービスの質的向上と子育て相談機能の充実や3歳未満児や医療的ケア児の保育ニーズへの対応、就学を見据えた一人ひとりの発達に即した保育に努めてまいりました。放課後児童健全育成事業につきましては、小学6年生までの児童が安全安心に生活できる居場所の確保及び支援の質の向上に努めてまいりました。また、ひとり親家庭に対して、生活援助等を行う事業や自立に効果的な資格取得のための給付を行うなど、子どもの健全な育成と保護者が就労しながら安心して子育てができる環境づくりに取り組みました。

そのほか乳児用のおむつ購入費等の助成、保育料負担の軽減や子育て家庭家賃補助、18歳までの児童医療費の助成を継続的に実施することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減等を図ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症防止対策に関しましては、国の取り組みに対応した子育て世帯への臨時特別給付金支給事業、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業、また町独自の新型コロナウイルス感染症に伴う子育て家庭への支援として、町立保育所及び私立認定こども園に通所、通園している教育・保育給付認定の子どもの副食費及び保育料副食費相当額の免除事業並びに在宅子育て特別支援事業を行いました。

障害者福祉につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法のもと、障害福祉サービス等の充実や関係機関との情報共有及び連携強化を図り、地域等における障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援してまいりました。また、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し、障害児者福祉の更なる向上に向け取り組みを進めるとともに、障害者差別解消法に基づき、障害者差別の解消を推進するため、様々な障害に対する理解の促進や啓発を図ってまいりました。

続きまして「ものづくり」について、申し上げます。

国の農業政策が転換される中であって、世羅町農業振興ビジョンに基づき、本町の基幹産業であります農業振興の施策を推進してまいりました。

農業基盤・環境の整備につきましては、農業災害復旧事業や農林業振興対策

事業補助金により農地や農業用施設を整備・復旧いたしました。

産業の振興に係る施策につきましては、広島県や、尾道市農業協同組合など関係機関と連携し、将来にわたり農業の担い手となる人材を育成・確保することを目的としたニューファーマー支援事業を実施しました。また、地域農業集団や集落法人などへの助成を行うとともに、効率的・安定的な力強い経営体が、農業生産の相当部分を担う生産構造へ転換することを目指し、集落法人間連携の取り組みを支援しながら、集落法人や認定農業者の育成を促進いたしました。更に、キャベツ・アスパラガス・ぶどう等園芸作物の振興、6次産業化戦略や世羅ブランドの取り組みによる販路拡大などを通して本町農業の振興に取り組むとともに、町内の若者はもとより全国から農業を目指す次世代の担い手を確保し、持続可能なまちづくりを目指すことを目的とした未来創造計画に基づく諸事業を推進してまいりました。こうした中、主食用米の消費減少及び米価下落の対策といたしまして、大規模経営による更なる低コスト化を推進するとともに、非主食用米や園芸作物への転換を引き続き進めてまいりました。

中山間地域等直接支払交付金につきましては、88集落、29個別協定に対し、農業生産の維持活動や農地が有する公益的機能の維持活動を図る取り組みを支援いたしました。また、農業・農村の基盤を将来にわたって支え、農村環境の保全をめざす多面的機能支払交付金につきましては、45活動組織で取り組まれました。

人・農地プランにつきましては、農地利用の効率化・高度化を促進し、農業の生産性を向上するため、すでに作成された地区について見直しを行い、農地中間管理事業を有効活用しながら、効率的で安定的な力強い経営体の育成を推進いたしました。

農業生産基盤や生産環境の整備につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用した緊急捕獲活動、町補助金では個人農家等の被害防止対策として140件の侵入防止柵等への補助により農業生産の環境整備を図ってまいりました。世羅町鳥獣被害対策実施隊等によるイノシシ・シカの捕獲頭数は増加しておりますが、農作物等への被害額につきましては、依然として高い傾向にあります。農作物等への被害防止につきましても、集落での侵入防止の学習、侵入防止柵設置及び捕獲による被害防止対策を実施し、一定の効果が得ら

れましたが、継続した対策が必要です。今後も鳥獣被害対策実施隊によるパトロール並びに有害鳥獣解体処理場の活用促進により捕獲活動を推進してまいります。

畜産振興につきましては、周辺環境に配慮した畜産経営体を育成するため、関係機関と連携して畜産農家の訪問指導を実施してまいりました。また、畜産競争力強化対策事業（畜産クラスター事業）を活用し、畜産事業の活性化を推進し、更に、飼料用稲の生産拡大と耕畜連携の促進に努めてまいりました。

林業振興につきましては、松くい虫による松の被害防止対策として樹幹注入を実施したほか、造林事業に対する補助を行い、森林資源の保護や景観の維持に努めてまいりました。また、ひろしまの森づくり県民税を活用した「ひろしまの森づくり事業」につきましては、里山林の保全活用に取り組むボランティア団体への助成を行い、共有の財産である森林を守り育てる取り組みを行ってまいりました。森林環境譲与税を財源とした森林経営管理事業につきましては、森林整備や林道の修繕及び意向調査を実施いたしました。

商工業の振興につきましては、世羅町商工会を窓口として商工業者の経営改善に向け、世羅町商工会の運営及び活動、経営改善普及事業の充実に対する支援を行ってまいりました。商工業者の後継者等人材育成のための研修会受講、新規雇用の経費助成や、起業家支援を行う新規創業支援事業など、世羅町商工会との連携を強化し事業を実施したほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対し、事業の継続を支援する取り組みを行いました。

中小企業融資運営事業につきましては、実質ゼロ金利となるよう利子補給を継続・実施し、中小商工業者の経営支援を図ってまいりました。

また、町内工場等を新設または増設される方に対しまして奨励措置や、個人消費活動を促すための地域商品券発行事業等を行い、本町経済の活性化に取り組んでまいりました。

観光振興につきましては、世羅町観光振興基本計画に基づき、各種イベント開催や世羅プロモーションの強化など、世羅町観光協会や観光事業者等と連携し実施したほか、町内観光施設の適正な管理運営や関係市町との協議会等を通じた広域観光事業に取り組むなど各種観光事業を推進してまいりました。

本町の玄関口としての道の駅世羅については、中国横断自動車道尾道松江線

を利用される方を中心に、道路情報の提供や休憩施設としての機能はもとより、多くの方に気軽にお立ち寄りいただくよう取り組んでまいりました。更に、旬な情報をお伝えし、より世羅を楽しんでいただき、再度お越しいただけるよう、観光情報・地域情報等をPRする戦略的な情報発信拠点とし、周遊性が高まる取り組みを進めてまいりました。

また、観光施設リニューアル計画の方針に沿って、指定管理施設等の維持修繕工事を実施いたしました。

続きまして「人づくり」について、申し上げます。

生涯学習社会の形成に係る施策につきまして、教育の面では、自立・挑戦・創造をスローガンに「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」を基本理念として、品格ある教育の推進に努めてまいりました。

学校教育につきましては、児童・生徒の学ぶ意欲を育て、生きる力としての確かな学力をつけるよう、小中連携による教育を推進し、子どもたちの基礎基本の学力を着実に定着させ、思考力・判断力・表現力等の向上を図ってまいりました。また、教職員の指導力向上を図るため、授業改善サイクルを機能させる研修を実施するとともに、教育環境の整備のため、ICT機器の整備と併せ効果的なICTの活用を図る教職員の研修を実施いたしました。

特別支援教育につきましては、子どもたちの実態に応じた個別指導が必要であり、指導方法の工夫・改善に努めてまいりました。また、よりスムーズな小中学校入学が図れるよう町内関係機関との幼保小連携を深めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「輝くせらの学校文化発表会」は中止しましたが、各小中学校においては、感染症対策を講じた上で、学習発表会や文化発表会を実施し、保護者をはじめ多くの町民にすばらしい児童生徒の姿を見ていただくことができました。このほか、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を推進し、児童・生徒の夢や志を育むことができる学校づくりに努めてまいりました。

家庭と連携しての基本的生活習慣の育成に努め、食育指導の充実を図ってまいりました。また、スポーツ推進事業の実施など、健康づくりや体力・運動能力の向上に努め、たくましく健やかな体の育成を図ってまいりました。

次代を担う児童生徒が、郷土への誇りと国際感覚をもった人材として成長していくよう、地域郷土の教材化をもとにふるさと学習や国際理解教育を推進してまいりました。

例年中学校で実施しておりました「大学キャンパス学習」、職場体験学習「せらゆめトライアル・ウィーク」、「子ども議会」、「中学生海外研修」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。しかしながら、学校においては感染症対策を講じたうえ、地域施設等への見学やゲストティーチャーの招へい等、工夫しながらキャリア教育を進めてまいりました。また、英語検定受検支援制度の活用や教員を対象とした外国語教育研修を実施し、小中学生の英語力向上を目指した指導・支援を通して、国際社会をたくましく生きる人材の育成に努めてまいりました。

学校施設整備につきましては、ICT活用環境の向上を図るため、高速インターネット回線整備工事及び特別支援教室等への空調工事を実施いたしました。

知・徳・体のバランスのとれたしなやかで品格のある世羅の子どもを育てるため、家庭や地域との連携は引き続き必要であり、今後も地域の一員として積極的に参画し活動する児童・生徒となるよう働きかけを進めてまいります。世羅高校教育環境支援につきましては、通学費用の助成、受験指導に精通した講師による講習会の開講、そして各種検定料等の助成などの支援を行ってまいりました。

生涯学習の推進につきましては、学びを通じた地域づくりを促進する「広島版学びからはじまる地域づくりプロジェクト」の開催を支援するなど、自治センターを拠点とした町民の自発的な生涯学習の推進に努めてまいりました。社会教育の推進につきましては、豊かな心と知性を育み、健康で文化的な生活を営むことができるような各事業の展開に努めてまいりました。

読書活動の推進につきましては、幼少期からの読書習慣の形成に向けた子供の読書活動推進計画（第3次）を策定しました。また、「暮らしの中に本がある」環境づくりに向けて、「朗読会」をはじめ、ブックスタート事業やセカンドブック事業の実施、学校や認定こども園と連携した取り組みを継続してまいりました。さらに、本が置いてある町内の施設や店舗等を小さな図書館として

認定する「せらのまち あちこち図書館」事業を進めてまいりました。

文化・芸術の振興につきましては、世羅町文化協会、せら美術協会の活動を支援してまいりました。

生涯スポーツと体力づくりにつきましては、スポーツ推進委員による「さわやかスポーツ教室」等の開催、世羅町体育協会や世羅町スポーツ少年団、せらスポーツクラブなどの団体との連携を通して「町民一人1運動・1スポーツ参加の促進」に取り組んでまいりました。また、「駅伝のまち」として中国実業団駅伝競走大会の開催を支援しました。

文化財等の保護と活用につきましては、大田庄歴史館において企画展や講演会を開催するとともに、資料の収集・整理を行い、未指定文化財等の調査、小中学校での「ふるさと学習」支援に取り組んでまいりました。

家庭教育や社会の教育力の向上につきましては、町内において地域運営型の放課後子供教室の実施を支援いたしました。また、保護者、学校、家庭教育支援者と連携し、家庭教育支援チームによる「親の力を学びあう学習プログラム」を活用した研修会等の開催支援や家庭の教育力向上と子育て情報の共有に努めてまいりました。

共に生きる地域社会の確立に係る施策につきましては、世羅町人権教育・啓発推進計画に基づき、地域での人権研修会、人権講演会を開催いたしました。公用車用の人権パトロールマグネットシートの作成、ケーブルテレビや広報紙による啓発活動も行ってまいりました。しかし、残念ながら町内における「差別落書き」は依然として後を絶っておりません。人権が尊重されるまちづくりの推進に向けた啓発活動を一層進めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、第3次世羅町男女共同参画行動計画はんぶんこプランに基づく個別の取り組みを可能な限り進めてまいりました。

続きまして「安全安心づくり」について、申し上げます。

地域を支える基盤の整備に係る施策のうち、地域情報関係につきましては、本町の魅力・特色を効果的に町内外へ発信するためホームページのリニューアルを行いました。また、町内の出来事などをお知らせする番組や企画番組など、放送内容の充実に努めるとともに、暮らしに役立つ情報などを随時視聴で

きるようデータ放送を開始しました。

町内全域における高速大容量の通信網を整備するため、光ファイバー化工事の国庫補助申請を行い、採択をいただきました。この結果を基に、詳細設計業務を実施するとともに、工事発注を行ってまいりました。

広島中央フライトロードの整備促進につきましては、国土交通省及び広島県への提案活動を広島県内 5 市町、島根県内 10 市町と連携し実施してまいりました。

国県道につきましては、町内基幹道路網整備のため、改良や歩道設置等が円滑に進められるよう広島県に対し働きかけてまいりました。

町道につきましては、国からの交付金を最大限に活用し、町道「小草椏ノ木線」及び「重永本線」改良事業に取り組みました。また、その他 7 路線につきましても事業促進を図ってまいりました。

地籍調査事業につきましては、大字三郎丸及び中原の一部約 1.3 平方キロメートルの一筆地調査等を実施いたしました。

生活を支える基盤の整備に係る施策につきましては、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の向上を図るため、浄化槽設置整備事業により 45 基の助成を行ってまいりました。

また、合併浄化槽の適正な維持管理の促進と公共用水域の水質保全を図るため、維持管理費用の一部助成事業として、2,071 件の助成を行ってまいりました。飲用水施設整備につきましては、安心、安定した飲料水を確保するため、ボーリング等の工事に対する一部補助を 23 件実施いたしました。

移住・定住対策につきましては、人口の転出が転入を上回る社会減の克服に向け、空き家バンク登録制度を活用した住宅の紹介をはじめ、相談窓口の一元化ときめ細やかな対応に努めてまいりました。

地域を支える持続可能な公共交通ネットワークの構築を基本理念とする世羅町地域公共交通網形成計画に基づき、着実な事業の推進を図る中で、黒川地区での自家用有償旅客運送を開始するとともに、市街地を巡回する公共交通の実証運行を行いました。

生活の安全確保に係る施策につきましては、平成 30 年に発生した 7 月豪雨災害により被災した 135 箇所 of 公共土木施設の復旧を完了し、生活道路の確保

と河川護岸の保全を図ってまいりました。

消防業務につきましては、町民の生命、身体及び財産を守るため、風水害等の自然災害、火災及び救急業務などに対応いたしました。

三原市消防署北部分署及び世羅西出張所の令和2年中の出動状況は、火災が17件、救助が8件、救急が651件、ヘリ要請が2件となっております。世羅町消防団の令和2年度中の出動状況は、火災が17件、風水害等が1件、訓練が4件、会議などは20件で、延べ出動団員数は989人となっております。また、第3分団第2部屯所を新築し、消防活動の体制強化を図りました。自主防災組織は、令和2年度末時点で42組織となっております。町内全域での自主防災組織の活性化、防災研修会等への支援に取り組んでまいりました。

交通安全対策につきましては、各機関・団体との連携による交通安全街頭指導など交通安全意識の向上に努めております。引き続き、世羅警察署及び関係団体と連携し、交通安全施設の計画的な整備を図るとともに、交通安全意識の向上に取り組んでまいります。

防犯・暴迫に関する取り組みにつきましては、防犯灯の設置支援など町民や関係団体が一体となつての防犯・暴迫活動を進めました。また、生活安全相談では121件の相談が寄せられ、多種多様な相談の窓口としての効果を発揮しております。

消費者行政につきましては、増大する特殊詐欺や悪徳商法による被害の未然防止のための消費者教育や啓発活動を実施いたしました。また、町民の安全と安心を確保するための相談窓口業務を行いました。

潤いのある環境の整備に係る施策につきましては、世羅町一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会に対応したごみの減量化・再資源化の取り組みを推進するため、可燃ごみは三原市へ処理を委託し、令和3年3月に完成した三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場の運用開始に併せて、令和2年10月1日からごみ分別並びに収集日の変更を行いました。また、不燃粗大ごみ拠点収集事業並びにごみステーションまでごみを出すことが困難な世帯に対して、家庭ごみを個別に収集するごみ出しサポート収集事業を開始するとともに、新たなごみ分別ガイドやごみ出しカレンダーの作成、配布などにより、総合的なごみ処理体制の充実を図りました。

地球温暖化防止の取り組みにつきましては、第3次世羅町地球温暖化対策実行計画に基づき、地域協議会である脱温暖化プロジェクトせらと連携し、温室効果ガス排出量削減を推進するため、環境講演会等により啓発を行いました。再生可能エネルギーの普及のため、太陽熱利用装置、木質バイオマス燃焼機器導入に対する補助を15件行いました。

宇津戸地区の悪臭防止対策につきましては、臭気指数測定を継続し、令和元年度に発令した事業者に対する悪臭防止法に基づく改善勧告後の改善状況の確認、指導など、問題解決に向けた取り組みを推進しました。

続きまして「地域づくり」について、申し上げます。

協働のまちづくりの推進に係る施策につきましては、地域課題の解決や地域資源の活用など、地域おこし協力隊の活動支援と併せ、住民参画の推進とまちづくり活動の推進に努めてまいりました。協力隊員には観光振興とインバウンド推進に関する活動、黒川地区の地域資源を活用した活動、移住定住促進に関する活動にそれぞれ従事いただきました。

地域活動の拠点である自治センターにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた適切な管理運営を推進してまいりました。

また、山福田自治センターの施設整備に向け地元協議等を進めるとともに、他の自治センターにおいても改修が必要な施設につきましては、地域と調整協議を重ね、順次実施してまいりました。

以上、5つの基本目標に基づいて一般会計の概要を申し述べました。

次に「国民健康保険事業特別会計」について申し上げます。

県と市町による共同運営から3年目を迎える中で発生した新型コロナウイルス感染症は、自営業者や離職者が多く加入する国保への影響は重大であるとの認識のもと、税率は据え置きとさせていただきました。

近い将来には県内統一の保険税率とすることが決定していますが、被保険者の急激な負担増とならないよう、県内市町が可能な限り高い収納率を目指し、市町間の公平性を確保したうえで統一するよう働きかけてまいりました。

近年、国・広島県の交付金は、特定健診受診率や収納率など健全運営に努力し

た保険者に手厚く交付される方向に大きくシフトしており、引き続き、国保財政の健全な運営はもとより、コロナ禍において難しい運営となっている各種の保健事業についても、被保険者の皆様のご理解とご協力を頂きながら円滑に実施をまいります。

次に「後期高齢者医療制度特別会計」について申し上げます。

制度創設から12年余りが経過いたしました。長寿化や高度医療の発展もあり、医療費は増加の一途を辿っており、県内の1人あたり医療費は、この12年で約5万円増加している現状にあります。

こうした中、本町では制度の普及啓発とともに保険料の収納対策に努めてまいりました。しかし、保険料滞納者の多くは他の税目においても滞納となっている状況にあることから、引き続き、関係課との連携による収納対策や滞納処分を行い、負担の公平性の確保に努めてまいります。また、円滑な制度運営のため、広島県後期高齢者医療広域連合とともに制度の啓発と相互扶助への理解に努めてまいります。

次に「介護保険事業特別会計」について申し上げます。

「人と人がつながりあい、生きがいをもって、安心して暮らせるまち世羅」を理念とした、世羅町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しました。今後も住み慣れた地域で安心して適切に介護サービス等を利用しながら自立した生活が継続できるよう、在宅サービスの充実や認知症に関する研修会、在宅介護者への支援など、地域の高齢者の生活を支援する体制づくりや関係機関や地域社会と一体となって地域包括ケアシステムを構築し、介護サービス・生活支援サービスの提供体制の整備に努めてまいります。

次に「介護サービス事業特別会計」について申し上げます。

要支援者が介護予防サービスなどの適切な利用ができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護サービス事業者など関係機関との連絡調整を行ってまいりました。

次に「農業集落排水事業特別会計」について申し上げます。

小国地区における農業集落排水区域の住民の生活排水を適正に処理することで、より快適で衛生的な生活環境と公共用水域の保全に寄与することができました。平成12年4月1日供用開始から20年が経過し、施設が老朽化しており、今後は計画的な施設の更新を行っていくことが課題となっております。

次に「世羅町公営企業会計」について申し上げます。

上水道事業会計につきましては、9地域を給水区域とする水道施設の維持管理を行ってまいりました。建設改良では、配水管の布設を町道東神崎2号線と重永本線に実施いたしました。今後も、引き続き水道水を安定的に供給・持続するよう、適切な施設の維持管理及び更新を計画的に実施してまいります。

公共下水道事業会計につきましては、処理区域の拡大を図るため栄町地区(1工区)の管渠新設工事を実施し、町民の皆様に快適で衛生的な生活環境を提供するとともに、公共用水域の保全に寄与すべく事業推進を図ってまいりました。今後も早期に未普及地域の解消、水質保全及び生活環境向上の促進に努めてまいります。

終わりに「世羅三原斎場組合一般会計」について申し上げます。

本町及び三原市で火葬場の共同運営管理を行ってまいりました世羅三原斎場組合につきましては、令和2年度末をもって解散し、組合の一般会計は令和3年3月31日をもって打ち切り決算としております。組合の解散に関する協議書の中で、決算の審査及び認定については本町が行うことが確認されております。

令和2年度は、361件の火葬を滞りなく執り行いました。

以上、令和2年度における一般会計、特別会計、公営企業会計並びに世羅三原斎場組合一般会計の歳入歳出決算について、概要を説明いたしました。

主な財政指標ですが、経常収支比率は、合併特例加算の終了に伴う地方交付税の減により前年度から0.8%上昇の94.0%となりました。平成28年度以降は90%代で推移しており、高止まりの傾向が続いております。また、実質公債費比率は、単年度では改善しているものの、前2年度が高率だった影響により

3年平均では前年度と同率の10.7%となりました。

町債残高は元金償還が進んだことで約3億円減の106億2,374万円、一般会計に属する基金全体の残高は前年度から約9千万円増の45億3,926万円、うち財政調整基金残高は21億626万円となりました。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないことで、景気低迷による収入減や感染症対策等の更なる取り組みによる経費増が見込まれ、自主財源に限られる本町にとって財政運営の厳しさが増すことが懸念されます。しかし、こうしたコロナ禍であっても、効率的な財政運営と効果的な事業展開に努めつつ、持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

何卒、令和2年度決算をご認定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます。

(令和3年9月8日)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。

つぎに、監査委員の審査結果について報告を求めます。

○代表監査委員(山口敦允) はい、議長。

○議長(米重典子) 代表監査委員。

○代表監査委員(山口敦允) (監査委員の審査結果報告)

○議長(米重典子) 以上で審査結果の報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第50号 令和2年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について から、議案第58号 令和2年度世羅三原斎場組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでの「9件」については、10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を委任のうえ、これに付託し審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 令和2年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について から、議案第58号 令和2年度世羅三原斎場組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでの「9件」については、10名で構成する決算審査特別委

員会を設置し、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を委任のうえ、これに付託することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員
4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 7 番 藤井照憲議員
8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員 10 番 久保正道議員
11 番 山田睦浩議員

以上、「10 名」を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 10 名の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお本日、本会議終了後、この場所において、委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、決算審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いします。

ここで休憩といたします。再開は 2 時 40 分といたします。

.....

休 憩 1 4 時 2 3 分

再 開 1 4 時 4 0 分

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第 19 議案第 59 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 24 ページをお開きください。

議案第 59 号

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 348,582 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 11,535,669 千円とするものでございます。

歳入は、地方交付税 134,916 千円、分担金及び負担金 4,631 千円、国庫支出金 82,361 千円、県支出金 20,160 千円、寄附金 20,000 千円、繰入金 52,431 千円、繰越金 28,872 千円、諸収入 3,558 千円、町債 1,663 千円を増額し、地方特例交付金 10 千円を減額するものでございます。

歳出は、議会費 164 千円、総務費 24,508 千円、民生費 26,907 千円、衛生費 23,561 千円、農林水産業費 11,285 千円、商工費 7,038 千円、土木費 107,520 千円、災害復旧費 150,426 千円、予備費 7,397 千円を増額し、消防費 4,210 千円、教育費 6,014 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 5 ページの債務負担行為の補正でお尋ねします。

定年延長に伴う例規整備の支援業務というふうになっておりますが、例規というのは町の条例なんですか。町の条例であれば我々議員も一昨年まで 2 冊の例規集を貸与されておりましたが、今、その貸与はありません。例規の支援業務というのはどういうことなのか。

それから 21 ページの地域おこし協力隊の 220 万の減。これはどこに配属されていた地域おこし協力隊の方なんですか。それが減になった理由。それはどういうことなのか。本来地域おこし協力隊というのは 3 年間の業務を行っ

ていただいて地域へ定住をしていただくというひとつの目的、ねらいがあったわけですが、そういったことがどのようになっているのか。途中で減というのは退職されていったんだろうと思うんですが、その説明をお願いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 総務課からは5ページの債務負担行為についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今回お諮りしております、この定年延長に伴う例規整備支援業務でございます。この例規でございますけれども、今現在全部システムのほうで整備、加除等を行っているところでございます。このシステムの改修のための業務となっております。債務負担行為といたしまして今年度、今回お諮りをさせていただき、年度をまたいで令和4年度にかけて一連で例規整備のシステム改修等を行っていくための業務でございます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは私のほうからは21ページ 自治振興費の地域おこし協力隊員220万円の減。この理由についてご説明を申し上げます。

一昨年この地域おこし協力隊員、黒川地区のですね、地域活性化等を目的に採用したわけでございますけれども、さまざまな地域における活動等精力的に取り組んでいただきました。この本年4月にですね、これはご本人の都合と言いますか、家庭の都合がございまして、本人も非常に残念な思いというものは持っておりましたけれども、4月末を持って退職ということになったものでございます。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 債務負担行為の説明をいただいたのですが、定年延長に伴うということは町の職員のOBの方がやられるのですか。それとも法令業務をされており民間の団体へ委託をされるということなのですか。そういった説明をお願いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。まずこの対象の業務でございますが、本年国におきまして公務員の定年に関する法律が施行されております。これに伴いまして、地方公務員におきましても定年の延長の対応が必要になってくるものでございます。対象となりますのは私どもの地方公務員、それから関連して勤務いただいております会計年度さんとかのですね、関連の職員の方々に広く対象になってまいります。作業委託につきましては、このシステムの委託会社への業務委託となってまいります。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは17ページの雑入、広島県観光連盟補助金355万8000円、こちらの用途のほうとですね、対象事業、教えていただければと思います。

それと27ページですか、償還金利子及び割引料、民生費生活保護費のほうのこの償還金、2392万7000円、これは前年度の事業費に占める割合というのを教えてもらえますか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。17ページの広島県観光連盟補助金についてご説明申し上げます。355万8000円の内、2つ事業がございまして、デジタル技術等を活用した観光地スマート推進事業補助金、これが235万8000円でございます。これは施設のWi-Fiの工事に対して観光連盟が支援をしていただく事業となっております。もうひとつが宿泊事業者向け感染拡大防止対策等支援事業補助金、これが120万円となっております。

先ほど触れましたデジタル技術等活用した観光スマート推進事業235万8000円についてでございますが、この事業は実質は令和2年度に実施をし、令和2年度中にこの235万8000円を頂戴することになっておりましたけれども、広島県観光連盟からのお支払いがぎりぎり歳入ができなかったということがございまして、令和3年度に挙げさせていただくこととございます。

続きまして宿泊事業者向け感染防止対策等支援事業補助金 120 万円でございますけれども、歳出でいきますと、37 ページの魅力ある観光地づくり事業補助金になっております。具体的にいきますと、世羅町が持っています宿泊事業につきまして、その内、指定管理者様におかれまして取り組みをされたいという事業者に対しまして、感染対策の事業を取り組まれる、そういう方について対応するという事業になってございます。ですから民間事業者様につきましては、直接観光連盟とやりとりをされております。公の施設についてはこういう形で取り組みを進めてまいります。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは 27 ページの生活保護費に関する償還金の率というのは、いただいているお金に対しての償還金の率ということでよろしいでしょうか。

▼【田原議員：「はい」】

国のほうから国庫負担金としてすでにいただいている令和 2 年度の受け入れ額が合計で 8535 万 7500 円ありまして、そのうち今回償還する額が 2392 万 7000 円ということで約 28%でございます。

○6 番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6 番 田原賢司議員。

○6 番（田原賢司） この償還金の利子の割合というのは比較的高くはないんでしょうか。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） 令和 2 年度につきましては、令和元年度の年初めから新型コロナの関係で感染が広がってきつつあったということで、事前の相談業務も、関係機関含めて増えておりまして、その関係で新年度、2 年度に入りまして、かなり生活保護の申請が増えるのではなかろうかという見込みを立てておいて、そういう関係で途中でですね、補正をしなかったということで最終的に精算上で 2392 万 7000 円の償還が生じたものでございます。

○10 番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 先ほど質問された諸収入の雑入の広島県観光協会の補助金、これが先ほどちょっと議事の関係では重複するんですが、監査意見書を見させていただいたら、広島県観光連盟からの補助金が235万8000円収入未済だということがありました。それは335万8000円の中に入っておるんでしょうか。入っておるとすれば過年度収入に挙げるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。この観光連盟355万8000円の内、先ほど申しましたとおり235万8000円は令和2年度収入分として決算上は未収入になった部分でございます。観光連盟からの振り込みが出納整理期間ぎりぎりとなっていたため、世羅町に、の財布に入ったのが6月になって入ったものということで、確かに過年度の収入ではございますが、区分としてはこちらの雑入に入れさせていただいているものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは21ページのCATV電柱改修負担金について説明を求めます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは21ページIT管理費のCATV電柱改修負担金1152万2000円についてご説明申し上げます。

現在光ファイバ整備事業を進めておりまして、同軸ケーブルを光ケーブルに更新をする、そういう工事を進めております。その中で光ケーブルを既存の電柱、中国電力様あるいはNTT西日本様が所有する電柱へですね、架けさせていただく必要がございます。その中でどうしても電柱の強度が不足している等の理由によってですね、そこに光ケーブルを架けることができないと、そのような回答をいただいたものが発生をしております。

当初町のほうといたしましてもそうした不可電柱、架けることができない電柱というものは発生をするであろうと、そのように考えておりました、約 500 本程度そうしたものが発生するであろうと。それについては自営柱、要は自前の電柱を建ててですね、そこで光ケーブルを張って工事を進めていこうと、そのように考えておりました。ただ実際に電柱に架けることができないという回答いただいた電柱の付近においてなかなか自営柱を建てるのが困難と、そういう事案があるということが判明をいたしました。そのため、それぞれの電柱の所有者にですね、依頼を申し上げて、建て替えによって電柱の強度を上げていただく。強度を上げた電柱に光ケーブルを架けていくと、そういう方向で考えておるものでございます。

現時点におきましては、先の全員協議会でもご説明申し上げましたけれども、建て替え等の依頼見込み本数が約 150 本ということで見込んでおります。それに当然、電柱を建て替えていただくこちら側の理由ということになりますので、一定の負担を町のほうもしなければならぬ。その 150 本分ですね、約、その電柱建て替えの負担に要する経費を負担金として今回計上させていただくものでございます。ただ、あくまでも見込みでございまして、可能な限り自営柱建柱の方向性というものは探ってまいりたい、そのように考えております。

○ 2 番（上羽場幸男） （挙手）

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 今のお話しですとですね、500 本元々考えておったと。その内 150 本が使えないので、共架を申請すると言って、電柱の強度不足から 150 本建て替えんといけんだらうと。ということはですね、500 本の建て替え費用に対して 150 本で済むということでもいいんですか。そうすると補正予算を組む必要はないのではないですか。

○ 企画課長（道添 毅） 議長。

○ 議長（米重典子） 企画課長。

○ 企画課長（道添 毅） ご説明申し上げます。500 本程度自営柱で対応という見込みのもとにですね、これはすでに契約等行っておりますけれども、光ファイバ整備工事、工事の中でそうした経費というものを見込んでおるといっても

のでございます。したがいまして、この負担金によって建て替えていただく場合は当然、その工事のほうの自営柱建柱というものは減ってまいります。工事につきましては最終的に工事が完了した段階です、工事費の精算というものは行ってまいりたい、そのように考えております。

○2番（上羽場幸男）（挙手）

○議長（米重典子）2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男）ですから最終的にはこの1152万2000円というものは、実質減ってくるというふうに理解していいんですね。それとこういうことはですね、たったこの前始まった事業であります。それに対してですね、もう半年余りでこういった見込違いが出てくるというのは非常におもしろくないなと。最終的にですね、公設でやらなくて、民設でやったほうが安くなるというようなことにならないようにですね、十分に注意を払っていただいて事業を進めていただきたいと思います。

○企画課長（道添 毅）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（道添 毅）現時点におきましては、この1152万2000円というものは最大、そういう額が必要と。ですからそれよりは下がってくるというふうには見込んでおります。この事業、公設民営という方向で進めておりますが、この事業がですね、円滑に遂行し、そしてまたその後の光ケーブル後のですね、インフラを活用してケーブルテレビ、そしてインターネット等ご加入いただく方に満足いただける事業となりますようにしっかり努めてまいりたい、そのように考えております。

○7番（藤井照憲）議長。

○議長（米重典子）7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲）数点お伺いしたいと思います。一般質問でも地域協働のまちづくり、この分を質問させていただきました。今回、自治組織21ページに自治組織協働連携モデル推進事業、県費事業、県費が2分の1出資してくれる事業ですが、モデルはどこでしょうか、お伺いします。

○企画課長（道添 毅）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。モデルにつきましては、これは中央地区の中組織ということでございまして、中央地区に2つある組織と東上原コミュニティづくり推進協議会様、そして川尻ひじり会様、2つの中組織がですね、主体的に連携して事業を実施するというものでございます。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 町もしっかりですね、支援してですね、モデル事業がしっかり根付くと言ったら変ですけど、住民の意思にうまく合うようにですね、コーディネート、こういうものはしていただきたいと思います。

次に33ページ、農林業振興対策事業補助金、これは当初から増額した予算なんですけど、更に904万増額するというんで、どういう需要があつてこういう成果が現れているのか。

今度その次のページで、35ページでは多面的機能支払交付金、これは当初で予算を減額して計上して、今度は更に695万5000円増額するという、このようになって、これも同じようにどのような需要があつてこういう補正予算を組むのかというのを伺いたします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。33ページの農林業振興対策事業補助金でございますが、これは7月、8月に起きた災害、これの小災害についての2割から3割の負担、このものを今回計上をしております。

続いて35ページの多面的機能支払交付金でございますが、これは当初45地区でスタートしておりまして、変更で新規で2地区またプラスになりました。と内容の精査がありましたので、619万5000円の増額ということでございます。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ふるさと寄付金の支援業務、今、単籠りということで、

○議長（米重典子） ページ数は何ページでしょうか。

○7番（藤井照憲） 19ページでございます。要はコロナ対策でですね、単籠

りということで、このふるさと納税というのが非常に大きな巣籠り対策として効果を発揮しているということでございますけど、要は出るほうがあれば入るほうがあるという話があると思います。しっかりとしたですね、経営管理、こういうものをしていただきたいと思うんです。要は、世羅町へ入るべき税収がですね、当然、町内の住民がふるさと納税をすればどっかへ消えていっているわけなんです。そういった意味でいくと、ふるさと納税支援業務、確かに需要に応じてこういった支援をして、ふるさと納税の世羅町の産品をしっかりと売り込もうという精神はわかるんです。じゃが、出があるということもしっかり認識してやらないとまずいと思うんです。しっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。今回の補正によりましてふるさと寄付金の収入 2000 万円増額をさせていただいているところです。当初 5000 万円計上しておりましたので合わせて 7000 万円、これは令和 2 年度の決算がですね、およそ 7500 万円程度ございましたので、今年度もですね、それに近い収入が見込まれるということで、今回収入額を補正させてもらってます。それに合わせまして、それに伴いますお礼品、それからその配送料、それからサイトの委託料等、経費のほうも収入に併せて増額をさせていただいたところです。議員おっしゃられますとおり、この寄付金収入につきましては町外から世羅町のほうに寄付として収入をいただいておりますが、逆に町内から町外の市町村等へふるさと寄付金として出ていく。これは来年度の住民税で町へ入ってくるべきものがなくなってくる、寄付金控除分としてですね。なくなってまいります。その額自体、数字を持ちあわせてないので、はっきりしたことわかりませんが、明らかにですね、寄付金収入として入ってくるほうが多くなっておるところです。町としましてもですね、寄付金、町内から町外へ寄付を止めるということではできませんので、町外から町へしっかりと寄付をしていただけるようこれからもしっかりと取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私のほうから2点、お伺いいたします。ページ数が47ページで教育委員会の所掌になると思います。中学校費の中の学校管理費、これは全員協議会におきましてもご説明を受けましたが、小型バス等運行、218万7000円。説明によりますと、甲山小国線の路線バスの廃止に伴います通学に対して、中学校、義務教育課程であります中学校の生徒さんの代替手段としてこの金額を計上されたとおったところでございます。勿論、義務教育過程でありますから、世羅町の子ども達でございます。

こういった対策をするのは緊急的にはと言いますか、以前、中学校の中ではこれは再三質問させていただいたり、質疑させていただきましてけれども、甲山地区が合併当初に小型バスの運行を約束しておったということで、数年にわたり年間約950万円の予算を付けて、実際、最終的に聞いたら乗車人員が5名というような実態がありました。そこは改正していただきまして現在、小学校のスクール、また帰りは独自で仕立てたということで、250万程度か300万程度。約600万以上の減額につながったと。こういった措置を取って少しでも町の財政に対して無駄のないような措置を取っていただいたことはありがたいことなんですけれども、今回も代替手段として218万7000円付けるのは私は問題ないかとは思いますが、これも将来的に話によれば9名乗られるということなので、1人あたりに換算するというのは適切ではないかもしれませんが、20数万円おひとりにかかる。将来的にここも同じようなことが起こるのではないかと。1人、2人の利用、3人の利用ということになれば、1人当たり70万から100万、こういったような予算がかかってくるということも考えられてきます。今後のこのスクールの、

○議長（米重典子） 高橋議員、恐れ入りますが、ちょっと一般質問のほうに寄っているかなと思いますが、この予算の中身を聞かれて。

○1番（高橋公時） 何を言われているんですか。このことについて説明しているんですよ。これが何ですかと聞くのなら質疑しませんよ。何でこの金額を立てたのかというのを順を追って説明しているのに、いけませんか。

○議長（米重典子） 失礼しました。

○1番（高橋公時） そういうふうには聞こえませんか、議長。順を追って説明をしているでしょ。ぼんとなつたんじゃないかと。

○議長（米重典子） 失礼しました。

○1番（高橋公時） 何か間違ったこと言ってますか。

ですからずっとこういうものを今回は予算出されてますけど、将来的にはまた10年後にここはずっとこういう予算を出されるのか。今、中学校には長距離の自転車助成というものがありますよね。こういったものも地域によって片やスクールを出す、タクシーを出す。片や助成だけで済ませるといったら、やはり公平さ、格差が生まれてきます。いつかの時点で足並みを揃えるような対策をしないといけないと思いますので、今回のこの予算、問題はないかと思えますけれども、考え方をお伺いしたいと思います。

それとその下にあります修学旅行取消料助成事業、確かこれは内容わかりませんが、3年生か現2年生が修学旅行に行けなかったからたぶん3年時の方の取消料だと思います。その方が3年ということは、もういけないと。これは致し方ない、これはコロナ禍においてですが、この点もこれは保護者等の責任ではないわけでありますから、教育委員会のほうと、また学校のほうと相談して、こういった最終的な決定というのを下されるわけですけれども、今後もたぶん今の現2年生、または今、3回延期になってます小学生、6月が9月になり、9月が3月になり、こういったことも発生してくるかと思えますので、その点のお考えをお伺いします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） お答えいたします。まず1点目にご質問いただきました小型バス、スクールタクシーの運行の将来見通しというようなところについてでございますが、これにつきましては先だつての全員協議会でも少しご説明をさせていただいたと思えますけれども、当初やはり今、甲山中学校区で運行しているような同様の形、つまり行きは小学校のスクールバスに同乗、帰りのみスクールタクシー運行ということを検討してまいりましたが、実質今年度については年度途中からということもあり、座席数が確保できないという状況がございました。その後、関係課とも協議を重ねる中でデマンド交通等の利用というのでも検討してまいりましたが、保護者にかかる負担でありますとか、あるいは利便性、こういったものを考慮した結果、今年度10月以降につ

いてはスクールタクシーを行きも帰りも運行させていただくということで、今この予算のほう計上させていただいているところです。

将来的には議員おっしゃられるようにですね、やはり町としてというか、教育委員会として統一性を持った運行の仕方というのを考えていかなければならないと思いますし、一律に全員同じにはならないかもしれませんが、やはり公平性というところも考慮しながらですね、今後の方向については検討してまいりたいというふうに考えているところです。

続きまして2点目の修学旅行の取消料、いわゆるキャンセル料の助成事業についてですが、議員ご指摘のとおり今回は残念ながら現中学校3年生、2校の3年生が修学旅行に行くことができませんでした。当初1月下旬に予定していたものを6月にいったん延期し、今回また8月の下旬に予定をしていたんですが、残念ながらコロナの急激な感染拡大というところであきらめざるを得ない状況になってしまいました。これ以上引き延ばすことによって進路指導等、ほんとにこれから半年間で最優先でやっていかなければならないことに影響が出てくるということを最優先で考えまして、今回キャンセルというふうにさせていただきました。ご指摘のように小学校のほうも延期、延期が続いておりますが、これにつきましては文部科学省等の指導と言いますか、Q&A等に書かれている内容でございますが、子ども達にとって最大の思い出となるこういった学校行事、安易に感染拡大しているから中止にするのではなく、延期等も含めて何とか実施できる方向で検討していくということを明記されておりますので、それに基づきこの中学校のほうでも何度か検討を重ねてきましたが、残念な結果になってしまったという次第でございます。

今後も同じような状況がまだ続いていくと思われまますので、早目に学校等と連携を取りながら、できるだけ感染対策を取り、まずは実施をするということを考え、それでもなおかつむずかしい場合は、他の方法をですね、考えていくことを検討していきたいというふうに考えているところです。長くなりましたが、以上でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 39 ページですかね、道路維持修繕工事 5000 万円について、大まかでいいですが、どのような考え方であるのか。これは答弁をいただいてから質問すればいいのかもしれませんが、かなり災害等も発生をしておるわけなので、そういう点では重なってどうかということはないかもしれませんが、十分に考慮して、当然、一定の道路維持はしていかなければいけないのですが、その点の内容についてお尋ねします。

それから災害復旧については一般質問でもお尋ねをしてみました、49 ページですかね、3 年農業災害復旧費、これらの中には入らないのかもしれませんが、40 万円以下ですかね。これらについても一定に進めていくということでしょうが、この約 2000 万ですか、2000 万でどの程度の復旧を考えておられるのか。これらの点についてお尋ねします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 初めに 39 ページの道路維持修繕工事についてご説明いたします。7 月と 8 月に豪雨災害がございまして、これの災害復旧以外のもの、土砂撤去でありますとか、側溝の土砂撤去、こういった簡単なものにつきましては、道路維持修繕工事の上に計上しております路線委託のほうで対処しておりますが、それ以外のもの、災害復旧に満たない修繕であるとかですね、それから経年劣化によります災害とは関係ございませんけれども、経年劣化によります舗装の修繕、こういったものがまた長雨によりまして傷みが顕著になっておりますので、こういったものへの対応ということで予算を計上しております。主なものとしましては世羅中央線、ふれあいロードの黒川、ちょっと大規模に舗装が傷んでおりますので、こちらの修繕を早期に行っていきたいと、といったものが主な修繕工事の内容でございます。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。49 ページの災害復旧費の工事請負費 1800 万円でございますが、これにつきましては 7 月豪雨災害の災害復旧でございます。内容は農地の 3 件でございます。8 月災害復旧については今後また上程を考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 59 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 4 号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 60 号 令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○町長（奥田正和） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 25 ページをお開きください。

議案第 60 号

令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 115,322 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 1,788,572 千円

とするものでございます。

歳入は、県支出金 10 千円、繰越金 116,841 千円を増額し、繰入金 1,529 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 2,928 千円、保険給付費 10 千円、基金積立金 50,000 千円、諸支出金 1,221 千円、予備費 61,163 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 基金積立金について12ページですか、5000万についてお尋ねをしたいと思うんですが、自治体によってはコロナの影響もあるかもしれませんが、引下げの動きが一定にされ、いろいろ国の医療費が増加をする中で、どうかというような考え方あるようですが、広島県の状況を、そこで定められた保険税ですか、負担をしていくという運営が県ということで、今後、保険料も統一をしていくという方向にあるわけですが、そうした中で、自治体によって考え方いろいろあるんですが、できるだけ適切な基金がどのくらいかわかりませんが、保険負担の軽減の努力をされているんじゃないかと思うんですが、そういう点とこの積立金。また同じように余ったからどうか知りませんが、次のページで6100万円の予備費にして、万一の場合には使うということでしょうか、どのようにお考えか、お尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず基金積立金でございます。今回の積立により国保の基金約3億円となります。この基金の運用ですが、今回、保険事業の実施に対する交付金が不足した場合、また適正な賦課、国保税の適正な賦課をしたにもかかわらず収納率が低下したとか、災害などで収納が少なくなったときに財源として活用をしてまいりたいと考えております。この収納不足などで財源不足となった際には、基金を保有していない市町では県の基金を借り受け運用することができます。しかしこの県の基金を借り

受けて運用した場合、翌年度に国保税に上乘せをして賦課をし、翌年度の国保税率を大きく上げることにもなりますので、現在世羅町で保有する基金のほうで財源不足の際には活用してまいりたいと考えております。

14 ページ予備費につきましては、今回、前年度決算剰余金の内、前年度精算金とこの基金積立金を除いた額を計上させていただいております。

今後まだ県交付金の精算が発生してまいります。またコロナの影響など考慮した結果、令和3年度の国保税率も据え置きとしており、所得減少や収納率の低下などそういったものを見込む中で税収のほうも減少し、県への納付金の支払いに不足が生じた場合などの財源として保有をさせていただきたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第60号 令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） は 原案のとおり可決されました。

ここで換気のための休憩を取りたいと思います。再開は4時05分といたします。

休 憩 15時53分

再 開 16時05分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 21 議案第 61 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 26 ページをお開きください。

議案第 61 号

令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 2,746 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 573,812 千円とするものでございます。

歳入は、保険料 187 千円、繰越金 4,036 千円を増額し、繰入金 1,477 千円を減額するものでございます。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金 6,073 千円、諸支出金 162 千円を増額し、総務費 3,489 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質

○議長（米重典子） 疑に入ります。質疑ありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 10 ページの保険料納付金についてお尋ねしたいと思うんですが、納付金は一定に医療費との関係もあるんじゃないかと思うんですが。広域連合の運営の状況等もどうなっているかわかりませんが、そこら辺と、今後の負担、当初予算に比べて約 2 億円ですか、になっておるわけですが、この医療費の動向、そして最後のページ、11 ページになるんですか。一般会計だっ

たんですかね、諸支出金についてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香）（挙手）

○議長（米重典子）健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香）お答えいたします。10ページの保険料納付金でございますが、こちらにつきましては、令和2年度に概算で納付をしております。令和2年度に保険料として納付を受けたものを精算で広域連合のほうに納付を行うため増額補正をしております。

そして一般会計への繰出金16万2000円でございますが、こちらは令和2年度の剰余金の内、保険料として今回納付をいたします金額、そういったものを除いた額を一般会計のほうに戻すものでございます。差し引きをした結果16万2000円を一般会計に戻すということになります。

医療費の動向につきましては、1人あたり医療費費用額になりますが、こちら令和元年度が約90万円、令和2年度は1人あたり約86万円。県全体でみると、106万円という状況でございます。県全体でみると世羅町の医療費は若干低い状況にはございますが、広島県全体でみたときの1日あたりの医療費は全国的にも見ても高いという状況でございます。今後も被保険者数は現在少しずつ減少はしてきておりますが、医療費のほうは引き続き高い水準で移行するものと思われますので、広域連合のほうと連携し医療費の適正化のほうに努めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子）ほかに質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 61 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 62 号 令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 27 ページをお開きください。

議案第 62 号

令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 104,511 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 2,726,967 千円とするものでございます。

歳入は、支払基金交付金 1,350 千円、繰越金 105,613 千円を増額し、繰入金 2,452 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 525 千円、基金積立金 61,288 千円、諸支出金 45,676 千円を増額し、地域支援事業費 2,978 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 10 ページの基金についてですが、6000 万円の積立をす

るということで、この会計だけではないんですが、必要最小限の負担求めて運営をしていくのが基本なんで、これらを積み上げてどのように基金がなるのか。

それと併せて次のページの償還金ですが、予定より少ないサービスですか、介護保険の支出が少ないということで3000万円余り返すということになるんかと思いますが、それと、先ほどもお尋ねしたんですが、1611万円の繰出ですね、これは当初のあれがよくわからないんですが、繰入金、一般会計繰入金8000万が減ってくるということになるんかなと思うんですが、その辺ほどのような会計処理なのかお尋ねします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは介護保険特別会計の10ページ、基金積立金についてご説明申し上げます。6128万8000円の内、当初2年度のほうです、積立を予定をしておりましたが、コロナ感染拡大によって3年度のほうにも影響が及ぶであろうということで、一旦基金の積み立ては計上しておりましたが、していませんでした。それと合わせて令和2年度分の最終的な決算、精算によりまして、出た額が合わせてこの額となっております。現在、介護給付費の準備基金のほうは令和2年度末で2億2500万円余り積立額がありますので、これはあくまで補正予算であります、最終的にこの額を積み立てますと、約2億9000万弱の額となります。将来にわたって、これまでもご説明申し上げますとおり、この先では令和7年には団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者を迎えるとなり、またですね、その先ではありますが、団塊ジュニアの世代も65歳という高齢者世代を迎えるということもこの先出て来ます。現在ご負担いただいております保険料がこの先で急激に上がらないのを見越して準備基金のほう、積み立てております。今後ですね、動向をみながら介護保険のほう、制度のほうをですね、サービスが行き渡るように運営してまいりたいと考えております。

続きまして12ページの償還金につきましては、と繰出金、町負担分関連がありますので、一緒にご説明させていただきます。償還金は2956万4000円。一般会計のほうへ繰出す金額は1611万2000円となっております。こちらは

ずれも令和2年度の介護保険事業の精算によりまして出た、いわゆる余剰の額でございます。

償還につきましては、精算によりまして国庫負担金としていただいておりますので、そちらの部分を返還するという事になっております。

また町負担分につきましては繰出し金のほうで調整をしていくということになります。

なお決算状況をみますと、令和元年度と令和2年度、大まかな数字ではありますが、保険給付費の総合計が令和元年度は約22億8700万円、令和2年度につきましては、22億9900万円と、額は太いわけなんですけど、大きく変わっておりません。こちらにつきましては、令和2年度コロナということで、少しこういったサービスの利用が増えるのではなかろうかと思っておりましたが、急激な増加には至っておりません。まだまだ先は見えない状況なんですけど、コロナの感染状況も踏まえて一番は介護予防の事業も大事でありますので、併せてですね、取り組みをしまいたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第62号 令和3年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） は 原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第63号 令和3年度介護サービス事業特別会計 補正予算（第1号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 28 ページをお開きください。

議案第 63 号

令和 3 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 794 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 9,029 千円とするものでございます。

歳入は、繰越金 794 千円を増額し、歳出は、諸支出金 794 千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 63 号 令和 3 年度介護サービス事業特別会計 補正予算（第 1 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 64 号 令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計 補正予算（第 1 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 29 ページをお開きください。

議案第 64 号

令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 2,679 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 56,358 千円とするものでございます。

歳入は、繰越金 2,813 千円を増額し、繰入金 134 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 2,679 千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 10 ページの工事請負費でマンホールとかいうご説明ありましたが、内容について、財源的な問題もあってこういう状況になったんかも

しれませんが、残りはいくらだったですかね、一般会計 13 万円ですか、なっておるわけですが、どういう経緯の中で工事を行うのか、150 万についてお尋ねします。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） それでは 4 番 矢山議員のご質問でございます。農業集落排水事業、補正予算書 10 ページの工事請負費 150 万についてご説明いたします。こちらにつきましては、まずマンホールまわりの舗装修繕工事について 120 万円。これは県道吉舎豊栄線の農業集落排水のマンホール 3 箇所の周囲が沈下をしております、大型車両などが通過をする際にかなり音がするというので、地域の住民の方からいただきましたので、早急に修繕をする計画としております。残りの 30 万円につきましてはピュアラインせらにし、処理施設でございますが、ここのナンバー 2 の散水ポンプの電動弁の修繕にこの 30 万円を充てるものでございます。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 沈下言うちゃったんですかね。相当年数が経ったけえ下がるいうのもわかるのはわかるんですが、地盤がやおいということなんです？原因はどうなんですか。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） 原因につきましては、今、矢山議員がご指摘いただきましたようにやはり経年によるものではないかというふうに考えております。もともとの路盤が県道でございますので、そんなに下が柔らかいということは考えにくいということでございますので、やはりそこができてからの経年による沈下でそういった形になっているのではないかというふうに認識をしております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 64 号 令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計 補正予算 (第 1 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 65 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計 補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長 (升行真路) 議長。

○町長 (奥田正和) 上下水道課長。

○上下水道課長 (升行真路) 議案 30 ページをお開きください。

議案第 65 号

令和 3 年度世羅町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度世羅町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

収益的収入 315 千円を増額し、収入 368,585 千円とし、収益的支出 324 千円を増額し、支出 439,709 千円とするものでございます。

収入は営業収益 649 千円を増額し、営業外収益 334 千円を減額し、支出は営業費用 315 千円、特別損失 9 千円を増額するものでございます。

資本的収入 34,400 千円を増額し、収入 254,650 千円とし、資本的支出

52,872千円を増額し、支出311,150千円とするものでございます。

収入は企業債34,400千円を増額し、支出は建設改良費52,872千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

矢山議員申し訳ありません。ここで時間延長をしておきます。

時間延長 16時48分

○4番(矢山 武) 9ページの委託料についてお尋ねしたいと思うんですが、配水管等はいろんな事情で設計をしなくちゃならんということがあるんかと思うんですが。広域になっていくという中で、一定の説明があったかもしれませんが、さかえ浄水場の取水施設更新というのがあるわけですが、これは設計をしてみないと金額はわからんのだと思うんですが、委託料を積算するにはね、一定の見込みがあるんじゃないかと思うんですが、ほかの3つは結構ですが、そこら辺の設計業務の金額、また考え方をお尋ねします。

○上下水道課長(升旗真路) 議長。

○議長(米重典子) 上下水道課長。

○上下水道課長(升旗真路) 補正予算書9ページの資本的収入及び支出の委託料の部分でございますが、この委託費の経費に関しましては、基本的にどの位委託料がかかるかということについては積算をさしていただきまして、その内のその地区に関して数量に関して、いくらかかるかということをはじき出して積算をしているものでございます。

今後、先ほども議員のほうからご指摘ありました、さかえ浄水場の取水施設の更新業務をはじめ、この内3件、1件に関しましては次年度を計画しております下水道管の布設替えによります、布設替えの設計業務でございますが、賀茂地区、町道弁城線、さかえの浄水場の取水施設、これに関しましては、今後

の統合に向けた取り組みの中で必要となってくる事業というふうに認識をして、今回補正予算を挙げさせていただいているものでございます。

▼【矢山議員：「さかえ浄水場の見込み額、設計業務の金額」】

○上下水道課長（升行真路） はい。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） たいへん失礼いたしました。

さかえ浄水場の取水施設更新業務に関しましては、1839万2000円でございます。

▼【矢山議員：「内容、設計の」】

失礼いたしました。このさかえ浄水場の取水施設更新業務につきましては、現在第2水源、芦田川から取水できる1000トン部分、こちらにつきまして新たに確保していかなければならないということで、現在検討しておりますのが、島矢橋付近から羽場崎井堰、尾道松江線の世羅インター付近までですが、あのどちらか2点のうちのどちらかで施設整備を計画するものでございます。これにつきましては、現在、山田川ダムから取水をしております導水管のルートこれにのせてできる限り安価で取水施設を建設するというで現在検討を進めておるものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第65号 令和3年度世羅町上水道事業会計 補正予算（第1号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 66 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計 補正予算
(第 1 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） 議案 31 ページをお開きください。

議案第 66 号

令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入支出それぞれ 5,555 千円を増額し、収入 217,111 千円とし、支出 250,034 千円とするものでございます。

収入は営業外収益 5,555 千円を増額し、支出は営業費用 5,555 千円を増額するものでございます。

資本的収入支出それぞれ 3,807 千円を増額し、収入支出それぞれ 219,766 千円とするものでございます。

収入は負担金 3,807 千円を増額し、支出は建設改良費 3,807 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 最初に 3 ページの下水道施設管理費 650 万ということで

当初 8752 万円を予定をして、9400 万あまり増額ということですが、その理由について。

それからもう 1 点は、9 ページの中で、これも質問としては先ほどのような必要な工事について積算をするために必要だということですが、次の年度に工事予定だと。先ほども同じようなことをお聞きしたんですが、この委託料の 380 万について、どういう積算の基に金額をはじいておられるのか、再度お尋ねします。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） お答えをいたします。まず 650 万円の増額分でございますが、こちらにつきましては、この下水道関係につきましても先ほどの農業集落排水事業と同様にですね、この 650 万円の 250 万円部分についてマンホールが下がっておりましてこれの修繕工事に充てたいと思います。場所は 5 箇所、小世良、甲山、西上原、川尻、本郷地区でございます。

400 万につきましては川尻にあります処理施設のぼっ気プロアの修繕 95 万 7000 円。OD 槽水中攪拌機の修繕 128 万円、脱水装置のシリンダー効果 176 万 3000 円の合計 400 万円でございます。先ほどのマンホールとマンホールの修繕と合計いたしまして 650 万円でございます。

次に資本的支出の委託料、今東地区の下水道管新設工事の積算業務でございますが、こちらにつきましては、3 工区合計で 380 万 7000 円。これにつきましては、工事費によりまして、下水の函渠ということで、工事費によってこの積算業務の金額というものが決まっております。

1 工区につきましては、126 万 9000 円ございまして、工事費の見込みが 7100 万円から 9300 万円の間、この枠の中で下水の函渠ということで 126 万 9000 円でございます。

2 工区につきましては 134 万 9000 円ございまして、工事費の見込みが 9300 万円から 1 億 2300 万円の間ということで 134 万 9000 円でございます。

3 工区につきましては 118 万 9000 円ございまして、工事費の見込みが 5300 万円から 7100 万円ということで、工事費の額によって、すでに積算の金額というものが決定をしておりますので、この表にあてはめて今回積算を予定

をしておるところでございます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 66 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計 補正予算
(第 1 号) は 原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお次回の本会議は 9 月 22 日 午前 9 時から開会いたしますので、ご参集
願います。

(起立・礼)

閉 会 17 時 08 分